

第3回花見川区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成17年8月21日(日)
14:00～

場 所 畑コミュニティセンター講習室

次 第

1 開会

2 区長挨拶

3 議題

(1) 花見川区地域福祉計画素案について

(2) その他

4 閉会

花見川区地域福祉計画 (第2次素案)



平成17年8月21日

はじめに

花見川区長

花見川区地域福祉計画策定委員会

委 員 長

<目次>

総論

第1章 計画の策定趣旨及び位置づけ

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の特徴
- 4 計画期間
- 5 区民参加による計画づくり

第2章 花見川区の現状と課題

- 1 花見川区の概況
- 2 地域福祉に関する課題

各論

第3章 地域福祉の展開

- 1 基本目標
- 2 基本方針
- 3 基本方針ごとの取り組みの内容

第4章 計画の推進に向けて

- 1 (仮称)花見川区地域福祉推進協議会の設置
- 2 地区フォーラムからの活動展開
- 3 行政の進行管理体制

資料編

- 1 町丁別人口
- 2 福祉関連施設等の状況
- 3 区地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 4 委員名簿
- 5 計画策定における検討経過
- 6 花見川区地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果の概要

総論

第1章 計画の策定趣旨及び位置づけ

第2章 花見川区の現状と課題

第1章 計画の策定趣旨及び位置づけ

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化等の進展により、区民の生活習慣や価値観が多様化する中で、身近な生活課題に対する家族や近隣同士での助け合いや地域のつながりが希薄になっています。

また、地域では高齢者や障害者に関するだけでなく、青少年や中年層においても生活不安や過大なストレスを抱える人が増え、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもりなど新たな社会問題も発生しています。

このような状況のもとで、区民の保健福祉に関するニーズも多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無、性別や国籍等の違いに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して充実した生活を送るためには、地域における支え合い、助け合う力を高めていくことが一層大切になっています。

地域の支え合い、助け合う力を高めていくためには、地域の中で様々な保健福祉サービスが効果的に展開されることはもとより、地域の住民をはじめとして、町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉施設等の地域に関わる様々な担い手が手を携えて、地域における生活課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

花見川区においても、地域に暮らす全ての人を区民一人ひとりが地域で支え合い、主体的に取り組んでいく仕組みをつくることを目指し、「花見川区地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

平成12年6月の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を図ることを目的として、市町村による地域福祉計画の策定が第107条により新たに定められました。

花見川区地域福祉計画は、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」として位置づけられます。

社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

(2) 千葉市地域福祉計画（全市計画）との関係

(3) 他の計画との関係

現在作成中です。

ここでは、本市が策定する市地域福祉計画と区地域福祉計画との関係や児童・高齢者・障害者などの個別計画との関係などを踏まえて記述します。

3 計画の特徴

区民の声に基づいてプロセスを重視した計画

計画の策定には、地域ニーズを十分に踏まえることが重要であり、地域福祉の推進の担い手となる区民の計画への参加が不可欠です。

多くの区民の皆さんが積極的に策定に関わっていくことで、新しい関係をつくることができ、情報の交換や問題解決のためのノウハウを増やしていくことができます。

生活課題全般を対象とした計画

福祉の課題に限定するのではなく、健康づくり、防災・防犯など生活に密接に関連する課題も含めた計画です。

また、生活に関わる様々な課題について、子ども、高齢者、障害がある方などの個別対象別の「従来の縦割り」で捉えるのではなく、地域で暮らす生活者の視点から捉え直し、地域のつながりの中で解決していくことを大切にしています。

地域の実状に応じた取り組みへのきっかけとなる計画

計画の策定はゴールではなく、具体的な取り組みへ向けての新たなスタートです。目標を実現させるための取り組み内容は固定的なものではなく、地域の創意工夫による実情に応じた取り組みがより一層期待されます。

できるところから一步一步進めるきっかけとなるための計画です。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間で、必要に応じて見直しを行います。

5 区民参加による計画づくり

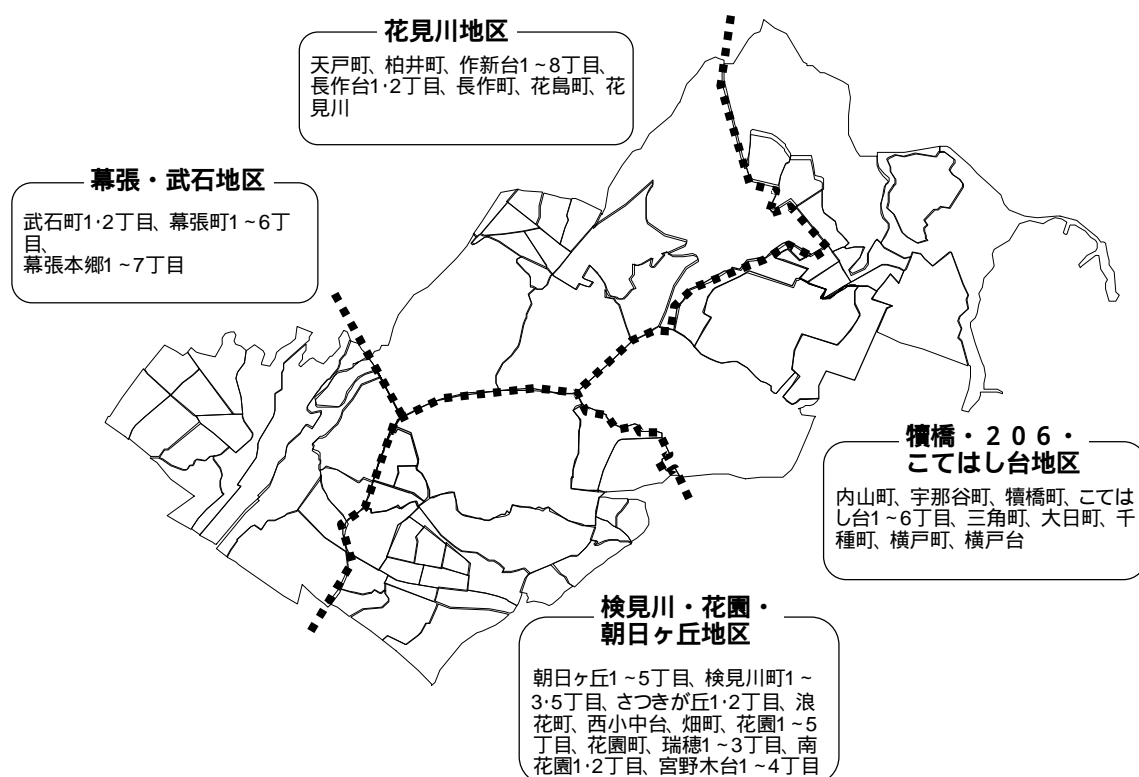
(1) 地区フォーラムの設置

身近な地域の課題を地域の住民自身で考え、その課題に対する解決策などを検討するため、花見川区を「犢橋・206・こてはし台」、「検見川・花園・朝日ヶ丘」、「幕張・武石」、「花見川」の4つの区域に分け、それぞれに地区フォーラムを設置しました。

地区フォーラムでは、公募委員、要支援者、地域の皆さん、福祉の現場に携わる方など、区全体で64名の参加により、平成16年度、平成17年度の2か年をかけて計 回程度開催し、活発な議論を重ねて検討を行いました。

また、各地区の委員全員が集まり、地区フォーラムでの取り組みや計画素案を広く区民に周知するため、「合同フォーラム」を開催しました。

《花見川区地区フォーラム区割り図》



～地区フォーラムの様子～

地区フォーラムごとの写真を掲載します。

(2) 作業部会の設置

地区フォーラムで検討した解決策をもとに、計画の素案づくり等を行う作業部会を設置しました。

各地区フォーラムから選出された15名の委員で構成し、平成16年度から平成17年度にかけて 回程度開催しました。

(3) 区策定委員会の設置

計画策定までの作業方針を定めるとともに、区計画の検討及び策定を行う区策定委員会を設置しました。各地区フォーラムからの代表6名と学校関係者1名の計25名で構成し、 回程度開催しました。

(4) アンケート調査の実施

地域との関わりや地域活動・ボランティア活動の状況など、区民の地域福祉に関する意向を把握する目的でアンケート調査を実施しました。

調査結果の概要は、資料編 ページを参照ください。

(5) パブリックコメントの実施

第2章 花見川区の現状と課題

1 花見川区の概況

花見川区は、千葉市の北西部に位置し、面積34.24k㎡の南北に細長い形状をしています。東京に最も近く、花見川団地・さつきが丘団地などの居住区域を抱え、千葉市6区の中では最大の人口を有しており、18万人を超える人々が生活しています。

区域を縦断するように流れる「花見川」は、緑豊かな河川空間を形成しており、釣りやサイクリングを楽しむことができるとともに、川辺では、カルガモやカワウ、ハクセンキレイなどのさまざまな野鳥を観察することができ、自然に囲まれたのどかな風景は区のシンボルゾーンとなっています。

また、オオガハスの発祥の地でもあり、区内には桜・フジ・ウメなどの名勝がいくつもあり、四季を通して身近に花を感じることができる花のあふれるまちづくりがすすめられています。

花見川流域に広がる農地では、野菜を中心とした都市型農業が営まれ、本市農業生産の重要な役割を担っています。

一方、内陸部には、製造業を中心とした工場が進出し、工業団地を形成しているほか、南部にはJR総武線や京成線が通り、JR新検見川駅・幕張駅周辺には商業施設の集積が見られます。またJR幕張本郷駅周辺は幕張新都心の玄関口として発展を続けているところです。

花見川に沿って広がる花見川区は、豊かな自然に恵まれた川と緑の魅力が活きる心と心の通うまちです。

(1) 人口

(単位：人)

市・区	平成12年9月末					平成17年3月末				
	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
		人口	比率	人口	比率		人口	比率	人口	比率
千葉市	885,110	125,016	14.1%	109,237	12.3%	912,720	127,913	14.0%	136,056	14.9%
中央区	170,235	20,921	12.3%	26,735	15.7%	180,655	22,781	12.6%	32,088	17.8%
花見川区	179,080	24,509	13.7%	21,530	12.0%	180,845	24,776	13.7%	28,524	15.8%
稲毛区	146,928	19,824	13.5%	18,648	12.7%	147,994	19,209	13.0%	23,687	16.0%
若葉区	151,221	18,824	12.4%	20,886	13.8%	150,115	20,167	13.4%	27,529	18.3%
緑区	101,765	21,652	21.3%	10,444	10.3%	112,228	20,318	18.1%	14,189	12.6%
美浜区	135,881	19,426	14.3%	10,994	8.1%	145,684	21,509	14.8%	17,600	12.1%

花見川区の町丁別人口については、資料編(ページ)を参照ください。

(2) 世帯数

(単位：人)

市・区	平成12年9月末	平成17年3月末
千葉市	354,912	383,243
中央区	75,973	83,391
花見川区	70,689	74,618
稲毛区	59,836	62,665
若葉区	59,519	62,129
緑区	35,929	41,022
美浜区	52,966	59,418

(3) 地域活動の概要

現在策定中です。

- ・ 民生委員・児童委員定数
- ・ 町内自治会加入世帯
- ・ 社協登録世帯
- ・ ボランティア登録者 などを掲載します。

(4) 要介護認定者数

(単位 : 人)

市・区	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
千葉市 (平成12年度)	973	2,842	2,027	1,516	1,685	1,618	10,661
千葉市 (平成16年度)	3,688	6,426	2,829	2,440	2,507	2,188	20,078
中央区	968	1,563	713	584	594	529	4,951
花見川区	911	1,152	472	447	473	405	3,860
稲毛区	469	929	454	345	403	387	2,987
若葉区	548	1,292	600	544	548	482	4,014
緑区	406	777	277	288	289	210	2,247
美浜区	386	713	313	232	200	175	2,019

死亡、転出者を除き、転入者を含んだ実数

(5) 障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数

(単位 : 人)

市・区	平成12年度			平成16年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	857	18,504	19,361	972	22,248	23,220
中央区	112	3,994	4,106	142	4,669	4,811
花見川区	146	3,823	3,969	138	4,455	4,593
稲毛区	150	2,975	3,125	172	3,675	3,847
若葉区	148	3,503	3,651	168	4,199	4,367
緑区	213	1,888	2,101	242	2,259	2,501
美浜区	88	2,321	2,409	110	2,991	3,101

療育手帳交付数

(単位：人)

市・区	平成12年度			平成16年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	853	2,078	2,931	1,106	2,509	3,615
中央区	134	469	603	190	524	714
花見川区	173	365	538	213	449	662
稲毛区	143	360	503	159	442	601
若葉区	147	410	557	195	496	691
緑区	115	215	330	166	278	444
美浜区	141	259	400	183	320	503

精神障害者保健福祉手帳交付数

(単位：人)

市	年度	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉市	12年度	9	423	397	58	887
	16年度	10	707	898	146	1,761

2 地域福祉に関する課題

区内の4つの地区フォーラムで、委員の皆さんが日常の生活や福祉活動において感じている問題を出し合い、話し合いながら問題をグループ化しました。

そして、グループ化された様々な問題から、生活課題をキーワードとして設定しました。

そこで、各地区に共通する課題が次のとおり明らかになりました。

(1) 居場所・交流

近所同士での挨拶の習慣さえ失われている。隣近所などとの交流が不足している。

地域における世代を超えた人的交流がない。

障害を持つ人たちの交流の場がない。(気持ちを分かち合い、情報交換する機会がない。)

児童・高齢者・障害をもった人たちとの交流が不足している。

家庭に居場所がなく、遠慮しながら暮らすお年寄りがいる。そのような方々が地域で集える場所が少ない。

老人クラブに入会してクラブの皆さんと親睦を図りたかったが、クラブがなくなってしまい、困っている。

子どもたちの遊び場が少ない。

子どもが自由に遊べる場所・空間がなくなってしまった。他の地域の子どもたちとの交流が少ない。

かつては、子ども会、児童文庫などが盛んに活動していたが、今は「地域」での子どもの居場所がない。

8000世帯で5サロンしかなく、高齢者の集う場が少ない。もっとサロンを充実させたい。

高齢になり伴侶を亡くして家に引きこもりがちになり、うつ病になる人が多くなってきている今日。家より引っ張り出して、お茶のみ、おしゃべり等ができる場所が家の近くに欲しい。

(2) 社会参加・就労

高齢化社会の中で、敬老会は良い情報交換の場になるはずなのに少ない。老人クラブの育成が必要である。

定年などで仕事がない人が最近増えている。地域で生きがいを持てる活動（自転車修理、花づくりなど）の場が少ない。

障害を持っているということによって、地域社会への参加が閉ざされてしまっている。

通院・買物等、自動車による送迎がないと生活できない。社会参加したくともできない。

地域には、敬老会・ふれあい興行・食事会などの取組みがあるが、参加者はいつも同じメンバーである。家に引きこもっている高齢者が心配である。

法に基づく障害者雇用率がなかなか達成されず、障害者雇用が進んでいない。

(3) バリアフリー・交通

道路全体の幅の広さに関わりなく、ガードレールやマウンドアップ（歩道を車道より一段高くする）等の車道との区別がない道路が多い。また、凸凹や傾斜もあり、特に車椅子を使用する高齢者の生活に支障をきたしている。

要介護状態にある高齢者や障害者が通院・買い物等で外出する場合、公共交通機関が利用できず、家族の送迎もない場合、タクシーを利用せざるを得ないが、料金が高いため躊躇してしまう場合がある。

高齢化が進むにともなって、今まで参加していた方々でも、ふれあい事業などで、階段の上り下りがつらいという理由で不参加になることが増えてきている。階段の昇降が困難なために地域活動に参加できない。

いきいきプラザ等せっかく良い施設があっても、交通機関の関係で利用しづらくなっている。

(4) こころのバリアフリー・福祉教育

障害者一人ひとりの個性や、障害の苦しみや不便さとはどういうものなのかが理解されていない。

知的障害者施設建設の際、地域の反対運動があり、大変驚かされた。そのときの反対住民の発言から、知的障害者や精神障害者への理解が進んでいないことを痛感した。

病気や障害に関する知識や情報が少ないため、地域の方々に障害者理解がなかなか進まない。

点字ブロックの上に自転車が不法駐輪している。シルバーシート以外では席を譲らなくてもよいと考えている。

恵まれた環境で育ってきた子ども達に、他の人の役に立とうという心が欠けている。

精神障害者が地域で暮らすときに、自分が精神障害者であることを隠して生活しなければならないことがある。偏見と差別が根付いている。

(5) 人材の育成・活用、ボランティア・NPO

定年退職した方などが地域活動に参加するきっかけの場がない。地域における役割を発揮する場が分からない。

支援費制度の導入とともに介護保険事業者が多く参入してきたが、質の向上が図られていない。

施設に手話ができる職員がいない。

ボランティア活動できる若い人が昼間地域にいない。

住み慣れた家で最後まで生活したいが、例えばドアが壊れたときや、高い所にある電球が切れたとき、また病院へ行くときなどに対処してくれる人がいない。

日常生活をサポートするボランティアの組織化が遅れている。

配食サービスの会食会に行きたいが、歩行が困難になったので、ボランティアに車での送迎を頼みたい。しかし、ボランティアには事故時の責任が取れないので、やりたがらない。

(6) 身近な生活支援・声なき要支援者の発見

集合住宅の高層階に住んでいるひとり暮らし高齢者は、日常生活の色々な場面（買物・預金の引出・庭木の水遣り・家周囲の清掃・ゴミ捨て・病院送迎・緊急時の連絡対応など）で困っている。

近年、独居老人が団地を中心として各地域でも増加している。孤独死が問題となっている。

引きこもりがちな高齢者は民生児童委員に相談する意欲もなく、公的支援サービスや民間の支援サービスを受けることなく、放置されており、何か問題が起きてから初めて対策を取っているのが現状で、予防的な措置は全く取られていないケースが多い。

家庭の中で行われている虐待について、学校関係者等第三者が介入しづらい部分があるため、発見されづらい。

児童が不登校になる場合、家庭にも問題がある場合が多い。早い時期からの対応はできないか。

(7) 情報・相談

近くにこんな施設やサービスがあることの情報地域住民に行き届いていない。当事者にも必要なサービスの情報が行き届いていない。支援活動を行いたいが、プライバシー保護の理由で、必要な情報を入手できない。

ボランティアや専門家等の支援者の情報が不足しており、相談する窓口がわからない。

要支援者、サービス提供者、福祉に関心を持っている人などの出会う場所がない。（ニーズの発掘，マンパワー育成の促進，共感，情報交換，問題意識の共有化等の機会を逃している。）

休日・夜間も相談を受ける機関が少なく、十分に対応できていない。身近に相談できる場が少ない。

親戚や近所の人等に話しづらいことは民生委員に聞いてもらうことになるが、民生委員でも人柄や積極性等が人によって異なり、素直に話せないときがある。

(8) 身体・心の健康

健康維持に関心を持つ高齢者は多いが、日常的にストレッチの指導を受けたり健康器具を使用できる場所がない。

高齢者に向けた食事づくり、レシピの提供だけでなく、実技も含めてみんなで楽しく調理できる場所がない。

運動不足の高齢者が多い。

高齢者になって病院にかかる機会が多くなるが、医療費の一部負担金が高く、経済的な負担が大きい。

道路からの排気ガスが周辺の空気を汚染している。健康がおびやかされている。(心臓や肺などに障害がある者は自分の住む街を安心して歩くこともできない。)

伴侶をなくしたりして、1人暮らしの高齢者が生活面以外のこころのサポートを必要とする人がいる。

(9) 安全・防犯・防災

登下校時、放課後、休日等に子どもが痴漢等の被害にあうなど、子どもたちの安全が脅かされている。

地域において発生した事件や、不審者などの侵入(出没)等の情報が、警察や自治体他から迅速に入っていないため、子どもの安全確保に困難が生じている。

近所で買物に出た際に、空き巣に入られて金品を盗られるなど、泥棒が増えている。

災害時の救助マップを作成したが、プライバシー保護という理由で、オープンにできず有効活用できない。

高齢者や障害者などの災害弱者と呼ばれる方々が、災害、急病の時どうするのか、具体的方策がない。

各論

第3章 地域福祉の展開

第4章 計画の推進に向けて

第3章 地域福祉の展開

1 基本目標

花見川区の目指すべき将来像である基本目標を定めました。

『 あなたが主役 みずから進んで参加しよう！

地域福祉の創造をめざして 』

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、

住み慣れた地域で安心して暮せる 心豊かなまちづくり～

2 基本方針

花見川区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の4つの基本方針を定めました。

この基本方針は、地区フォーラムで明らかになった生活課題や検討された解決策等から決定したものであり、花見川区の地域福祉を推進していく上での方向性を示すものです。

(1) 誰もが心豊かにふれあい安心して生活できる場と地域で活動しやすい環境づくり

身近な施設を活用し、誰もがいつでも気軽に利用できる場を確保し、仲間づくりを推進します。

また、道路や歩道、建物・駅などがバリアフリー化され、誰もが自由に社会参加できるよう交通手段を確保し、地域で活動しやすい環境づくりを推進します。

(2) 地域ぐるみで、誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

住民一人ひとりがお互いの多様な生き方や個性を認め合い、こころのバリアを解消し、福祉の心を育みます。

また、地域の幅広い人材を育成・活用し、地域ぐるみで支え合い、助け合いの仕組みをつくり、支援が必要な人に気兼ねなく支援が受けられるよう地域社会づくりを推進します。

(3) 身近にいつでも相談できる体制の構築と情報を共有できる仕組みづくり

身近にいつでも相談できる場があり、必要とする情報がいきわたる仕組みをつくるとともに、サービスを必要とする人に適切な支援ができ、質の良いサービスが受けられるよう地域のネットワーク化を図ります。

(4) 恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる、住み慣れた地域で安全に安心して暮せる地域づくり

住民一人ひとりが心身ともに健康になるよう、恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる環境づくりを行うとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に生活できる地域づくりを推進します。

3 基本方針ごとの取組みの内容

施策の展開（取組み内容のあらまし）

基本方針		取組みの方向性		具体的な取組み	
1	誰もが心豊かに ふれあい安心して生活できる場 と地域で活動し やすい環境づくり	(1)	世代を超えた様々な 交流の促進	近所づきあいを深める (隣近所との交流)	
				子ども・高齢者・障害者の様々な交流 の促進	
				地域の各種団体等の交流の促進	
		(2)	誰もが気軽にすごせ る場の確保と福祉施 設の利用促進	いまあるものを活用した居場所づくり (既存施設の有効利用)	
				地域福祉の拠点づくり (各種福祉施設の利用促進)	
				誰もが利用できるための工夫づくり (既存施設の横断的な活用)	
		(3)	地域社会における参 加の推進	地域・社会活動への参加の促進	
				誰もが外出しやすい環境づくり (バリアフリー・移動手手段の確保)	
		2	地域ぐるみで、 誰もが支え合 い、助け合いの できる地域社会 づくり	(1)	地域の幅広い人材の 育成・活用
地域ボランティアの育成・組織化					
ボランティア・NPO活動等への積極 的な参加の推進					
(2)	地域における各種団 体・組織等の活性化			地域における各種団体・組織等の充実	
				各団体・組織等の連携強化	
(3)	地域生活への支援体 制の構築			身近な生活に関わる支援	
				声なき要支援者に対する支援・対応 (引きこもり・孤独死・虐待・不登校 等)	

基本方針		取り組みの方向性		具体的な取り組み	
3	身近にいつでも相談できる体制の構築と情報を共有できる仕組みづくり	(1)	必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり		情報をわかりやすく伝える工夫づくり
					気軽に相談できる場の確保
					情報の共有化 (情報交換・ネットワーク)
		(2)	適切なサービスが受けられるための仕組みづくり		サービスの質の向上
	在宅ケアの充実				
4	恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる、住み慣れた地域で安全に安心して暮せる地域づくり	(1)	心身の健康づくりの推進		健康づくりへの主体的な取り組みの推進
					地域で支える健康づくりの推進
					地域でふれあい、リフレッシュできる環境づくりの推進
		(2)	地域が安心、安全な防犯、防災のしくみの充実		地域における安全・防犯活動の充実
	災害時などにおける地域防災の仕組みづくり				

《基本方針 1》

『誰もが心豊かにふれあい安心して生活できる場と

地域で活動しやすい環境づくり』

身近な施設を活用し、誰もがいつでも気軽に利用できる場を確保し、仲間づくりを推進します。

また、道路や歩道、建物・駅などがバリアフリー化され、誰もが自由に社会参加できるよう交通手段を確保し、地域で活動しやすい環境づくりを推進します。

取り組みの方向性

(1) 世代を超えた様々な交流の促進

【現状と課題】

現在の地域生活において、昔のような「向こう三軒両隣」的な隣人関係が薄れがちになっていると言われてしています。

それは、この花見川区においても例外ではないと思われます。

昔と比べて隣近所との挨拶をはじめとした声のかけあい、ふれあう機会が少なくなっているように思われます。特に人の出入り（転出・転入）の多いマンションなどでは、隣の名前さえもわからない場合があると聞きます。

一方、地域の交流活動に目を向けて見ると、公民館やコミュニティセンターなどで行われている各種講座への参加、趣味・娯楽を中心とした活動、あるいは町内自治会や社協地区部会などが主催する行事、イベントなど、公・民による地域交流活動が行われています。

しかし、一人暮らしの高齢者や障害者などの方の中には、自宅にこもりがちになることがあり、地域との接点が少なくなる傾向があります。

また、地域における子どもと高齢者・障害者などがともに交流を深める機会がまだまだ少ない状況です。

このような状況を解決するためには、まずは各自が隣近所との関係を深めるとともに、地域における世代を超えた様々な交流（子どもと高齢者・障害者など）を今後もより一層図っていく必要があります。

また、地域の各種団体（町内自治会・社協地区部会・老人クラブ・ボランティア・NPO 法人など）がこれまで以上に交流を行っていくことも大切です。

このような人と人との活発な交流が、地域あるいは町の活性化につながると思われます。障害のあるなしに関わらず、地域住民誰もが心豊かにふれあう交流活動を身近な地域で展開していく必要があります。

【具体的な取り組み】

近所づきあいを深める（隣近所との交流）

取り組み内容

ア 日頃からの隣近所とのコミュニケーション

- ・ 顔を合わせたら挨拶をするよう心がけ、近隣とのコミュニケーションを図りましょう。
- ・ できるだけ町内自治会の回覧を手渡しで行うようにしましょう。
- ・ 家の中にひきこもらず、時々近所を散歩するなど、戸外に出るように努めましょう。
- ・ 隣近所との交流を深めて、日常の情報交換を行うとともに、高齢者などに対するゴミ出しや買物の代行などを行うなど、近隣での助け合いにつなげていきましょう。

想定される担い手：地域住民、町内自治会

子ども・高齢者・障害者の様々な交流の促進

取り組み内容

ア 子どもの交流の促進

- ・ 子どもが町内自治会、子ども会の行事などに参加できるようPRしましょう。
- ・ 身近な場所に子育てサロンをもっと増やし、活用しましょう。
- ・ 運動クラブに属しない一般生徒（子ども）がスポーツを楽しむ場をつくりましょう。
- ・ 子どもが安心して遊べるように、公園の利用について、マナーの徹底を図りましょう。
- ・ 遊び場の確保を行うために、地域住民に空き地の提供を働きかけます。

想定される担い手：地域住民、町内自治会、子ども会

民生委員・児童委員、社協地区部会、千葉市

イ 高齢者の交流の促進

- ・ 商店街、駅前、公園等のコミュニケーションベンチを活用して、憩いのある交流づくりの場を提供します。

- ・ 身近な場所にいきいきサロンをもっと増やし、活用しましょう。
- ・ 老人クラブをもっと増やし、活用しましょう。

想定される担い手：地域住民、町内自治会、社協地区部会
老人クラブ、千葉市

ウ 障害者の交流の促進

- ・ 障害者の交流の場をつくります。(ふれあいイベント、福祉バザー、ふれあいトークなどの開催)
- ・ 障害者施設を活用して、障害者間の交流を図ります。

想定される担い手：町内自治会、障害者団体、福祉施設

エ 子ども・高齢者・障害者の交流の促進

- ・ 老人クラブに子どもが気軽に参加できるよう、孫の会のようなものをつくり、月に1度は交流できる場をもうけます。
- ・ 高齢者施設への障害者、子どもの訪問発表会などを実施し、交流を図ります。
- ・ 高齢者が児童の登下校時に通路にたち、見守り活動をする中で子どもとの交流を図ります。
- ・ 子どもから高齢者、障害者まで誰もが参加しやすいイベントづくり、ふれあいをメインにした2～3時間程度の交流会を行います。
- ・ 子どもから高齢者、障害者まで誰もが交流をもてる場を確保します。そのためには、既存の公民館、町内自治会館、コミュニティセンター、複合施設などをできるだけ活用します。
- ・ 障害者施設への訪問、ふれあいの機会を沢山つくります。

想定される担い手：地域住民、老人クラブ、福祉施設、子ども会
社協地区部会、学校

オ 地域住民との交流の促進

- ・ 地域住民が参加するお祭り、敬老会、盆踊り、福祉バザーなどの楽しい行事を行います。
- ・ 子ども、高齢者、障害者、地域住民などが集える福祉フェスティバルを開催します。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、老人クラブ
福祉施設

地域の各種団体等の交流の促進

取り組み内容

ア 地域交流会の実施

- ・ 地域の町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが、共通意識をもてるような場をつくれます。

想定される担い手：町内自治会、民生委員・児童委員
ボランティアグループ

イ 地域福祉を考える「パネルディスカッション」の開催

- ・ 社協地区部会、民生委員・児童委員、福祉関係者、公民館、学校などが、パネルディスカッションを実施するなど、地域福祉について考える場をつくれます。小・中学校区単位から区、市へと徐々に広がっていきます。

想定される担い手：社協地区部会、民生委員・児童委員、福祉施設
学校、千葉市

ウ 地域の各団体等の交流の促進

- ・ 町内自治会、民生委員・児童委員、学校、行政が知恵を出し合い、交流を深め、共に協力し行動します。
- ・ 町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、老人クラブ、NPO、福祉施設などが横のつながりを密にして、情報を交換し合います。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員
老人クラブ、NPO、福祉施設、学校、千葉市

取り組みの方向性

(2) 誰もが気軽にすごせる場の確保と福祉施設の利用促進

【現状と課題】

地域に暮らす誰もが様々な活動等を通して、身近で気軽にふれあい、交流する場が求められています。

このような場は、外に出て気分転換ができ、仲間づくりを行うきっかけともなる場であり、交通アクセスに優れ、安全で、安寧に利用できる身近な地域にあることが必要です。

最も身近な地域の場合として、町内自治会館や集会所がありますが、すべての町内自治会にあるわけではなく、また、利用方法や管理面等から十分な活用がなされていない場合があります。

また、コミュニティセンター、公民館等については、交通アクセスの問題や利用の仕方を知らない人も多いことから、一部の利用にとどまっている場合があると思われるため、さらに利用しやすいようにPRすることも必要です。

このように、これからは、地域にいまある既存の施設を有効活用することが大切であり、空き部屋、空き店舗などの民間施設や学校の空き教室等の利用も検討する必要があります。

また、支援を要する高齢者や障害者の方などには、福祉施設（通所）を利用することを通して安心をあたえる居場所にもなると考えられます。

一方で、気軽に過ごせる居場所が必要であると同時に、このような場を利用することが難しい介護を要する高齢者や障害者で、在宅でのケアをすることが困難な場合には、安心して生活する場となる入所施設の利用も必要となります。

このように、子どもから高齢者、障害者など地域に暮らす誰もが気軽に集える場と安心して生活できる場が求められています。

【具体的な取り組み】

いまあるものを活用した居場所づくり（既存施設の有効利用）

取り組み内容

ア 町内自治会館、集会所の活用

- ・ 地域の町内自治会や集会所を地域住民に広く活用できるように使用管理方法などを含めて検討します。
- ・ いきいきサロンや介護予防活動などの地域の様々な活動などに活用します。

想定される担い手：地域住民、町内自治会、社協地区部会

イ 空き部屋、空き店舗などの民間施設の活用

- ・ 生活ホームやグループホームなどの施設としての活用や地域の様々な活動の場として、空き家、空き店舗などの民間施設の利用を検討します。
想定される担い手：地域住民、町内自治会、福祉施設、千葉市

ウ 学校（空き教室・校庭、統廃合等）の活用

- ・ いきいきサロンやいきいきセンターなど高齢者の居場所としての活用を図るとともに、地域住民誰もが気軽に集える場として、学校の空き教室や統廃合による跡地の利用を検討します。
想定される担い手：地域住民、社協地区部会、千葉市

エ 公民館、コミュニティセンター等の公的施設の活用

- ・ 各種サークルやボランティア活動における居場所・交流の拠点として、公民館、コミュニティセンター等を積極的に活用しましょう。
想定される担い手：地域住民、ボランティアグループ

地域福祉の拠点づくり（各種福祉施設の利用促進）

取り組み内容

ア 地域に開かれた福祉施設の活用

- ・ 地域における福祉施設への理解を深めるため、積極的にPRを行います。また、施設が地域の一員として、地域行事への参加や地域活動場所の提供などを行うことにより、地域と積極的に関わるよう努めます
- ・ 地域住民との様々な行事や催しなどを通して、地域に開かれた福祉施設としての活用を図ります。
想定される担い手：福祉施設、地域住民

イ 安心して生活できる場の確保

- ・ 安心して預けられる子どもの通園・通所施設の利用を促進するとともに、生活の場となる施設入所の整備・充実に努めます。
- ・ ショートステイやデイサービスなどの在宅サービスの利用を促進するとともに、生活の場となる介護老人福祉施設等の入所施設の整備・充実に努め、計画的に待機者を減らしていきます。
- ・ 障害者（身体・知的・精神）の居場所や就労の場となる通所施設の利用を促進するとともに、計画的な整備に努めます。
想定される担い手：福祉施設、千葉市

誰もが利用できるための工夫づくり（既存施設の横断的な活用）

取り組み内容

ア 利用懇話会（仮称）の設置

- ・ 学校の開放委員会や公的施設の運営委員会等との連携を図り、学校や公的施設の有効活用や利用しやすくなる方法を考える場（利用懇話会（仮称）の設置）を検討します。

想定される担い手：地域住民、町内自治会、千葉市

イ 施設の利用規制などの緩和

- ・ 高齢者や障害者の施設の相互利用など分野横断的な活用が図れるような仕組みを検討します。その実現には、利用規制の緩和が必要です。

想定される担い手：福祉施設、千葉市

取り組みの方向性

(3) 地域社会における参加の推進

【現状と課題】

現在、地域の生活において、隣近所との関係が希薄化してきており、地域住民による様々な交流が不足していると言われていています。そのような状況において、支援を必要とする高齢者や障害者などが、ともすれば周囲から孤立し、地域からの十分な支援も受けられず、地域との交流はおろか社会参加への道もとざされがちです。これから高齢者が増加していくにつれて、ますますそのような人たちが増えていくと考えられます。

体の不自由な高齢者や障害者にとっては、移動手段の確保や、十分な外出支援がえられず、社会参加への機会を逸している場合も多々あると思われます。とりわけ、様々な公的施設が設置されているにもかかわらず、コミュニティバスなど誰もが容易に利用できる交通手段が十分でなく、施設が活用されないことも多いと思われます。

高齢者、障害者にかぎらず多くの地域住民にとって、移動手段を確保することにより、社会参加の促進につながるとともに、快適で、安全・安心な地域生活を送るための一助になると考えられます。

地域でともに参加できるイベント、サークル活動、講演会、子ども会など、様々な活動の情報が十分伝わらず、こうした活動のネットワーク化も求められています。

また、こうした活動がマンネリ化しているところもあり、改善の余地があると思われます。

体の不自由な高齢者が増える一方で、元気で活力のある、知識や技術を有する高齢者もたくさんおり、地域のボランティア活動に参加するシステムや就労の場を確保していくことも必要です。高齢社会を迎え、それらに対する地域での取り組みや行政の様々な支援が求められています。

障害者も就労への意欲のある人は多く、雇用の場の確保と、就労への理解が社会参加にとって特に必要なことと思われます。

【具体的な取り組み】

地域・社会活動への参加の促進

取り組み内容

ア 町内自治会、子ども会活動などへの参加

- ・ 自分の住んでいる地域にどのような団体やサークルがあり、どんな活動

をしているか知ることが必要です。そのためには、地域の様々な団体やサークル活動について、広報・啓発活動を行うとともに、声を掛け合うなどの働きかけを行います。

- ・ 各種団体・地域の企業の方々にも活動の責任者になってもらい、地域活動への参加を促進します。
- ・ 絵画、写真、音楽・カラオケ、茶道、将棋、碁、ゴルフ等の趣味のグループづくりも活発化させ、活動の輪を広げていきます。

想定される担い手：地域住民、町内自治会、子ども会、社協地区部会
老人クラブ、サークル団体、企業

イ 地域のイベント・祭り、町内自治会行事などへの参加

- ・ 地域の各種団体や福祉施設、NPO、ボランティアなどが知恵を出し合い協力するとともに、子どもから高齢者、障害者などが企画の段階から参画することにより、誰もが参加しやすい行事やイベントづくりを行います。

想定される担い手：地域住民、町内自治会、子ども会、社協地区部会
老人クラブ、NPO、ボランティアグループ

ウ 持っている知識・技術、趣味の活用

- ・ 各自が持つ知識・技術、趣味などを生かして、地域に貢献する活動に積極的に参加するよう努めましょう。

想定される担い手：地域住民

エ 引きこもり、孤独な高齢者等の参加促進

- ・ 引きこもりの高齢者には、巡回で健康相談や話し相手を派遣します。
- ・ 他人と付き合いたくない高齢者や無趣味の高齢者などに対して、民生委員・児童委員、老人クラブ、町内自治会役員等が協力して、まずは身近な町内自治会行事への参加を促し、連帯感を持ってもらいます。
- ・ 公民館や町内自治会館などを活用して、自由に参加できるフィットネスの教室を開催し（民間フィットネスクラブとの連携）、引きこもりの人への参加を呼びかけます。

想定される担い手：地域住民、民生委員・児童委員、老人クラブ
町内自治会

オ 就労の場の確保

- ・ 幼児をもつお母さんが働きやすくするため、子どもを預かる施設の充実に努めます。（保育園だけでなく、就労条件にあわせて、時間的にもきめ細かく対応できる場づくり）
- ・ シルバー人材センターやボランティア活動などを通して、高齢者が働く機会をつくります。
- ・ 障害者の訓練のための場（県のキャリアセンターのような場、農家などの協力農作業、授産施設など） ジョブコーチの設置や生活支援ワーカー等の活用により、障害の状態に適した就労と自立の援助を図ります。
想定される担い手：地域住民、ボランティアグループ、障害者団体
企業、千葉市

誰もが外出しやすい環境づくり（バリアフリー・移動手段の確保）

取り組み内容

ア バリアフリーの点検

- ・ 自宅内外の段差、階段、風呂場等転倒防止など、常日頃から心がけチェックをしましょう。
- ・ 町内自治会などで居住地周辺の歩道などを、高齢者や障害者などの当事者参加でバリアフリーの点検を行います。
想定される担い手：地域住民、町内自治会

イ バリアフリー（道路・歩道・住居・駅等）化の促進

- ・ 車椅子やベビーカーでも安全に移動できるよう、通行に支障のある電柱等の移設、歩道の拡幅・段差解消など、まちのバリアフリー化に努めます。
- ・ 車椅子や足の不自由な方には不便であるため、JR・京成・モノレールの鉄道駅舎にエレベーターやエスカレーターの設置を促進します。
想定される担い手：地域住民、鉄道会社、千葉市

エ 運転ボランティアグループの組織化

- ・ 地域ごとに外出困難な方々の移動できる手段を確保するため、ボランティアを募り、ボランティアによるマイカーの提供を地域ぐるみでルール化して、運転ボランティアグループを組織化します。
想定される担い手：地域住民、ボランティア

オ 病院・幼稚園・自動車教習所などの民間車両の活用

- ・ 高齢者や障害者などの移動の困難な方の移動手段として、病院・幼稚園・自動車教習所等の民間車両の利用ができるよう協力を呼びかけます。
想定される担い手：地域住民、医療機関、幼稚園、自動車教習所
企業

カ コミュニティバスの導入・移送サービスの充実

- ・ 交通不便地区や既存バス路線の撤退した路線において、町内自治会、バス会社、行政等が協働で検討する場をもちながら、コミュニティバスの導入に努めます。
- ・ 高齢者や障害者などの移動手段を確保するため、NPO、福祉事業者等による移送サービスの充実に努めます。
想定される担い手：町内自治会、バス会社、千葉市、NPO
福祉事業者

《基本方針 2》

『地域ぐるみで、誰もが支え合い、

助け合いのできる地域社会づくり』

住民一人ひとりがお互いの多様な生き方や個性を認め合い、こころのバリアを解消し、福祉の心を育みます。

また、地域の幅広い人材を育成・活用し、地域ぐるみで支え合い、助け合いの仕組みをつくり、支援が必要な人に気兼ねなく支援が受けられるよう地域社会づくりを推進します。

取り組みの方向性

(1) 地域の幅広い人材の育成・活用

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化、都市化などの進展により、地域のお互いに助け合う関係が希薄化し、住民の価値観も多様化しています。

いまや個人の努力や行政の措置による福祉サービスだけでは、地域の福祉ニーズに十分な対応ができない状況が生じています。

これからは、住民一人ひとりの福祉意識の変革や地域への参加意識の高揚が期待されるとともに、地域ぐるみで、誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会を実現していくことが求められています。

その実現のためには、「“福祉”が特別の人のものではない、一人ひとりの問題であること」を前提として、地域にある豊かな人材を発掘し、育成活用することにより、多くの地域福祉の担い手を確保する必要があります。

地域では、すでに町内自治会をはじめとして、老人クラブ、社協地区部会等の様々な団体・組織に所属して地域の活動を行う場合と民生委員・児童委員やボランティアなど個人として活動する場合があります。

特に阪神大震災や中越地震等の災害現場での災害ボランティアの活動状況が各種メディアで報じられたこともあり、全国的に災害時のボランティア活動に対する関心は高まりを見せています。

しかし、地域で日常的に地味な活動をしなければならないボランティアに対する関心は極めて低く、一般にはあまり理解されていないのが現状です。

現在、千葉市ボランティアセンターに登録されている個人ボランティアは、

全市で約3900名、内花見川区は500名弱に過ぎません。しかも、ほとんどが施設ボランティアであり、これからの地域福祉の担い手と期待されている地域密着型のボランティア人口密度は、極めて低いといわざるをえません。

そのため、町内自治会や社協地区部会の一部の役員、民生委員・児童委員に過重な負担を強いる結果をまねき、さらには、町内自治会・社協地区部会役員や民生委員・児童委員のなり手がいないという悪循環につながっています。

一方、どの地域でも高齢化が急速に進んでいます。特に、昭和40年代に建設された花見川団地6、7街区とその周辺のマンション、こてはし台1～6丁目、長作台1、2丁目、宮野木台3、4丁目等では、団塊世代を問わず、ここ1～2年で65歳以上の高齢者人口が年率10%前後増加しており、65歳以上の高齢化率は市内平均の15.65%（平成17年3月末現在）を超え、20～30%に達しています。

また、区内の農村地帯も深刻な後継者不足に悩まされ、高齢化率が25%を超えた地域も散見されます。

これらの高齢者の中には、知力・体力とも十分にありながら町内自治会活動やボランティア活動に参加する機会も、興味もなく毎日を過ごしている方も大勢いるはずあり、短い時間でもボランティア活動に参加してもらえるきっかけづくりが必要です。

すでに一部の町内自治会や社協地区部会では、配食サービス、子育て支援や福祉関連行事に携われる5～10名のボランティアグループを組織内に持ち活動を始めています。

今後はこれを各町内自治会に広げ、市社協が進めている福祉活動推進員を中核に、少なくとも数名のボランティアグループを町内自治会単位で持ち、福祉行事の種類に応じて協力する仕組みをつくっていくのが最も身近なボランティア育成方法と思われます。

最後に、若い世代における地域のボランティアや活動への参加においても、なかなかなされていないのが現状であるため、いかに学生を含めた若い世代に一部の時間を割いてボランティア活動などに参加してもらえるかどうかも地域福祉推進の鍵となると思われます。

いずれにしても、若い世代から高齢者など、障害者も含めて、地域に暮らす一人ひとりが役割を持ち、ボランティアや地域の活動に参加することが求められています。これからは、いかに地域に多くの地域福祉の担い手を確保することが重要であると思われます。

【具体的な取り組み】

福祉意識の醸成（福祉教育の充実）

取り組み内容

ア 個人・家庭での取り組み

- ・ 各個人が福祉に関する学習に積極的に取り組むように努めましょう。
- ・ 学校での学習を踏まえて、家庭でも親子で福祉について考え話し合う機会を持てるよう努めましょう。
- ・ 家庭や親戚の中で、子どもに介護などの福祉を体験させるなど、福祉の学習に努めましょう。

想定される担い手：家庭

イ 学校での取り組み

- ・ 児童生徒と高齢者、あるいは障害者とのふれあえる機会をつくり、普段から高齢者や障害者に対し、やさしく接する取り組みを行います。
- ・ 小・中学校におけるボランティア活動の取り組みを推進し、具体的な支援あるいは手伝いの方法を教えて、活動の充実を図ります。
- ・ 高齢者や障害者などの社会的弱者に対する偏見をなくすため、車いすや手話などの福祉体験、介護施設への慰問などに取り組みます。

想定される担い手：学校、福祉施設

ウ 地域での取り組み

- ・ 地域の皆が子どもの成長に関心を持ち、子どもたちに声かけられるよう努めましょう。子どもを地域の宝として育てることが大切です。
- ・ 子どもの時から福祉が特別な人のものではないことを家庭、学校、地域で教えていく必要があります。家庭・学校・地域の連携をより一層深めます。
- ・ 子どもと高齢者のふれあう機会、障害者と健常者が共に活動する場など、公民館による様々な福祉教育を行う事業の充実に努めます。

想定される担い手：地域住民、町内自治会、社協地区部会

民生委員・児童委員、青少年相談員、PTA

青少年育成委員会、千葉市

エ 高齢者・障害者などへの理解・配慮

- ・ 高齢者や障害者などが何かしら困っている、苦しんでいる、悩んでいる場面を見たときに、迅速に手を差しのべられるよう努めます。
- ・ 障害者自身も、自らを障害者として認め、地域の方々にも知ってもらい、

理解してもらえよう努めます。障害者自身も積極的に地域に出て行く努力をすることも大切です。

想定される担い手：地域住民、当事者、民生委員・児童委員
福祉団体、NPO

地域ボランティアの育成・組織化

取り組み内容

ア 若者のボランティア体験、地域活動への参加

- ・ 各種ボランティア活動への参加を促し、体験を通して、若者に対するボランティア精神を培えるような機会をつくります。
- ・ 町内自治会などの地域活動への参加を促し、地域に対する関心を持ってもらえるように努めます。

想定される担い手：町内自治会、ボランティアグループ

イ ボランティア講座などの充実

- ・ ボランティアセンターなどによるボランティア体験・入門講座や研修などに積極的に参加するとともに、講座の充実に努めます。

想定される担い手：地域住民、ボランティアセンター、社協地区部会
ボランティアグループ、千葉市

ウ 町内自治会、社協地区部会等による生活支援ボランティア体制の構築

- ・ 町内自治会あるいは社協地区部会などでボランティアを募集し、支援を必要とする高齢者や障害者などの生活を支援するボランティア組織をつくります。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会

エ ボランティア組織のネットワーク化

(社協・行政などによるコーディネート、活動支援)

- ・ 個人やグループでボランティア活動する方々同士が連携し、ボランティア活動の輪を広げていけるように、地域のボランティアのネットワーク化に努めます。

想定される担い手：市社協、千葉市、民生委員・児童委員

オ 企業ボランティアの活用

- ・ ボランティア活動を行う個人やグループだけでなく、地元の企業に働く方々に地域のボランティア活動への参加を働きかけて、企業ボランティ

アの活用を図ります。

想定される担い手：ボランティア、企業

ボランティア・NPO活動等への積極的な参加の推進

取り組み内容

ア ボランティア登録（地域の人材バンク）

- ・ 町内自治会単位などの小さな地域で、ボランティアしたい人の経験、能力、資格、技術、専門知識、活動できる時間帯など、具体的な事がわかるような登録制度（地域の人材バンク）をつくります。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会

イ 身近なボランティア活動の拠点づくり

- ・ ボランティアに関する情報や啓発等にとどまらず、ボランティアしたい人とボランティアしてもらいたい人とのニーズに応じたマッチングを行うため、ボランティアセンターのより一層のコーディネート機能の向上に努めます。
- ・ 区ごとにボランティアセンターを設置し、より身近な場所にボランティア活動の拠点をつくり、地域ボランティアの情報発信の中核とします。

想定される担い手：ボランティアセンター

ウ ボランティアチケット制度の導入

- ・ 地域でボランティア活動した人に「ボランティアチケット」を発行し、地域の商店街などの協力を得て、買い物券としての利用、あるいはボランティアが受けられる利用券として活用できるような制度をつくります。まずは、町内自治会単位などの身近な地域での導入を検討し、徐々に対象地域を拡大していけるように努めます。

想定される担い手：町内自治会、商店街、NPO

エ 高齢者パワー（経験豊かな知識、技術を持った人々）の活用

- ・ 高齢者の豊かな経験や技術を生かして、ボランティアや地域活動に参加してもらいます。
- ・ 町内自治会館などを活用し、高齢者の持つ技術や趣味（将棋・囲碁・盆栽）等を若者に教える（継承）機会をつくります。
- ・ 高齢者は、介護施設や医療機関等への慰問や作業応援のボランティアに参加するよう努めましょう。

想定される担い手：地域住民、町内自治会、福祉施設、医療機関

オ 地域住民によるボランティア・NPO 活動の推進

- ・ 独居高齢者や障害者などの日常生活に不便を感じている方々に対して、地域のボランティアやNPO活動によって、ゴミ出しや買物の代行、見守りなどを行い、その方々の生活支援を行います。
- ・ 地域ごとに外出困難な方々の移動できる手段を確保するため、運転ボランティアなどの協力により実施します。
- ・ 高齢者宅の蛍光灯交換、植木の剪定・庭の草刈、家具のリサイクル、道路の掃除、歩道の花づくり等を有償ボランティアにより行います。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、ボランティア、NPO

取り組みの方向性

(2) 地域における各種団体・組織等の活性化

【現状と課題】

現在地域には、町内自治会をはじめとして、社協地区部会、老人クラブ、民生・児童委員など、これまで長年地域の中心的な存在として重要な役割を担っている団体・組織等があります。

また、ボランティア・NPO団体など、近年地域の比較的新しい存在として活動が注目されている団体・組織等があります。

このように、地域には新旧の様々な団体・組織等があり、それぞれが地域住民の生活を支えるべく様々な地域活動を展開しています。

しかし、各団体や組織のそれぞれの地域福祉活動に着目してみると、町内自治会では、祭りや各種の地域行事、あるいは防犯及び防災などの地域生活全般にわたる活動を行っていますが、地域福祉の活動を主体的に取り組んでいるところは少ないように思われます。

また、町内自治会長のみ手が少ないため、会長が毎年交替し、道路や公園の整備をはじめ、地域の様々な問題を行政に働きかけていくことが難しい町内自治会も多くあり、町内自治会間の格差も広がっています。

地域福祉のもう一つの主要な担い手である社協地区部会の花見川区の現状は、天戸中学校区、さつきヶ丘中学校区、幕張本郷中学校区等の空白地区が残されているだけでなく、人材不足のため、形だけでほとんど活動らしい活動をしていない地区部会もみられます。

また、社協地区部会と町内自治会をはじめ民生委員・児童委員、ボランティアグループ、老人クラブ、学校、赤十字奉仕団、福祉施設等の関係団体との補完関係がよく理解されておらず、社協地区部会の位置づけが明確でない面もあり、社協地区部会を中心にした一体感のある活動が必ずしも行われているとは言えません。地域住民や企業、福祉施設等の社協に対する関心は極めて低く、主として住民会員から集めたわずかな浄財だけでは活動にもおのずから限界があり、今後の欧米並の寄付文化の創造が待たれます。

さらに、民生・児童委員については、世帯数の増加や活動が多岐にわたることなどから、本来の役割を十分に発揮しきれていない場合があると聞きます。

このように、各団体や組織等がそれぞれ様々な活動をしているものの、組織が縦割りであることや地域福祉活動への共通理解が十分に図られていないことなどから、地域全体で継続的な地域福祉の取り組みが行われているとは言えない状況です。

これからは、地域の各団体・組織等がそれぞれの役割を十分理解し、幅広く

活動することが求められています。こうすることによって組織の欠陥や活動の重複が明確になり、組織の統廃合や連携、交流の必要性も洗い出されてくるものと思われます。地域ぐるみの支え合いの基本は、すべての人が何らかの活動に参加することから始まります。

したがって、これからは、地域の各団体・組織が主体的に地域福祉の取り組みを行えるよう役割を強化し、活性化することが求められます。

また、個人的な関わりに留まらず、地域にある新旧の様々な団体・組織同士がお互いに交流し、学びあい、連携して、更なる地域福祉活動を展開していく必要があります。その連携等を図るためには、地域福祉推進の中心的な担い手である市社協などによるコーディネート機能を十分に発揮することが求められています。

【具体的な取り組み】

地域における各種団体・組織等の充実

取り組み内容

ア 町内自治会の組織強化

- ・ 地域の町内自治会の組織や活動内容について、広報紙の発行やホームページを開設することなどにより、町内自治会の情報をわかりやすく地域住民に伝えるように努めます。
- ・ 町内自治会への加入を増やすため、地域住民（未加入者）に対して町内自治会の果たす役割を説明して、地域を皆で大切にしていこう意識を持てるよう声かけを行います。
- ・ より多くの人々が町内自治会の活動に積極的に関与できるように、役員や役割を増やし、活動の幅を広げて、担い手の確保に努めます。
- ・ 地域福祉を推進するための専門部会を設置するなど、町内自治会が主体的に福祉活動を行える体制を整えます。
- ・ 子ども会活動を充実させ、より多くの子どもが地域で活動する機会をつくれます。

想定される担い手：町内自治会、子ども会

イ 社協地区部会の充実

- ・ 花見川区のすべての地域に地区部会の設置ができるよう努めます。
 - ・ 地区部会の設置にあたっては、その地区内の町内自治会の理解を求めて、協力して取り組む必要があります。
- また、市社協の積極的な関与が期待されます。

- ・ 地区部会の存在を広く周知するとともに、会員を増やすため、様々な活動への参加を働きかけます。

想定される担い手：社協地区部会、市社協、町内自治会

ウ 民生委員・児童委員の活性化

- ・ 民生委員・児童委員のなり手を確保するため、地域住民に働きかけを行います。
- ・ 多忙化・高齢化する民生委員・児童委員の負担を軽減するため、世帯数の増加などを考慮しながら民生委員・児童委員の増員を図ります。
- ・ 民生委員・児童委員の研修を充実し、的確な判断ができるよう民生委員・児童委員の質の向上に努めます。
- ・ 地域における適任者を選任する方法について検討する必要があります。

想定される担い手：民生委員・児童委員、千葉市、市社協

各団体・組織等の連携強化

取り組み内容

ア 各町内自治会同士の連携強化

- ・ 他の町内自治会と交流し、お互いに学びあい、それぞれの良い活動を取り入れることができる機会をつくります。
- ・ いくつかの町内自治会が合同により、祭りや各種行事を行い、参加してもらえよう働きかけます。

想定される担い手：町内自治会

イ 既存団体・組織とNPO法人等との連携

- ・ 既存の団体・組織等（町内自治会、社協地区部会、老人クラブ、民生・児童委員など）と新しい団体・組織等（NPOやボランティアグループなど）が交流する機会をもち、お互いに学びあい、連携・協力して地域の福祉活動に取り組みます。その連携等を図るためには、地域福祉推進の中心的な担い手である市社協などによるコーディネート役割が期待されます
- ・ 各団体・組織等が共通理解を深めるため、地域福祉に関する研修や学習の機会をつくります。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、老人クラブ
民生委員・児童委員、ボランティアグループ
NPO、市社協

ウ 地域の組織的支援体制の構築

- ・ 地域の様々な団体・組織等が連携して、地域の福祉課題に対応するため、地域ぐるみの組織的支援体制の構築に努めます。
- ・ 民生・児童委員と町内自治会との連携を密にして、地域福祉に積極的に取り組む体制をつくれます。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、老人クラブ

民生委員・児童委員、ボランティア、NPO

取り組みの方向性

(3) 地域生活への支援体制の構築

【現状と課題】

現代社会には、我々の地域生活において従来とは違った様々な問題が発生しています。

顕在化している問題として、例えば、高齢者のゴミ出し一つにしても昔は「向こう三軒両隣」的な人間関係で解決できたものが、現状では非常に難しくなってきました。

また、高齢者の通院支援、買物支援、緊急時の避難支援などの問題も発生しています。

花見川区では、花見川団地、さつきが丘団地、西小仲台団地など、5階建て、エレベーターなしの集合住宅が多くあり、階上の高齢者、障害者が様々な支援を求めています。

このような状況に対処するためには、地域ぐるみで、遠慮しないでお互いさまの心で身近な人同士が支えあい、助け合い、支援を受けやすくするための仕組みづくり、工夫づくりが必要です。

一方、我々の周辺には、引きこもり、独居、不登校、虐待など、なかなか表面には現れにくい、いわゆる「声なき要支援者」が多数いると思われれます。

例えば、近年社会問題化しているニートをはじめとする若者の引きこもりや独居高齢者による引きこもりが挙げられます。

また、母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭や子育て中の親による子どもへの虐待、あるいは高齢者虐待などもあります。

それらには、専門的な対応が必要となる場合がありますが、いずれにしてもまずはその実態を把握し、地域の各種団体(社協地区部会、町内自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員)と行政などが協働して、地域で支えるネットワークをつくり、対応してゆく必要があります。

したがって、地域生活への支援体制をつくるにあたっては、現今の豊かすぎる社会、情報過多の社会がもたらした心の問題を反省し、人と人とのつながりが尊重される地域社会の構築を目指す必要があると思われれます。

【具体的な取り組み】

身近な生活に関わる支援

取り組み内容

ア 住民の連携意識の向上(向こう三軒両隣の隣人の構築)

- ・ 地域住民が住民同士の連携意識を向上させるために、挨拶、声かけなどをして、昔ながらの「向こう三軒両隣」的な隣人関係を築くことを心がけましょう。

想定される担い手：地域住民

イ 高齢者のためのお助け隊の結成

- ・ 町内自治会、ボランティアグループの協力で、地域の中に高齢者のための「お助け隊」を結成して、相互助け合いのネットワークを整備して、ゴミ出し、買物、通院支援等を行います。

想定される担い手：町内自治会、ボランティアグループ

ウ 高齢者、障害者への外出支援

- ・ 高齢者、障害者が家族の手だてだけをあてにせず、ボランティアの助けを受けて、自由に趣味や集まりのために外出ができるようにします。

想定される担い手：ボランティアグループ

エ 支援する側、支援を受ける側のシステムづくり

(支援を受けやすくするための工夫づくり)

- ・ 町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ等が協力して、ボランティアをしたい人と利用したい人の「登録制度」をつくり、「支援する側」「支援を受ける側」のシステムづくりをします。その際、両方をつなげる「窓口」をつくり、要支援者が支援を受けやすい工夫をします。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員
ボランティアグループ

声なき要支援者に対する支援・対応（引きこもり・孤独死・虐待・不登校等）

取り組み内容

ア 独居・引きこもり等の要支援者の実態把握

- ・ 独居、引きこもり等の要支援者に対して、町内自治会、社協地区部会が中心となり、民生委員・児童委員の協力を得て実態把握を行い、プライバシーに配慮しながら、情報の共有化に努めます。

想定される担い手：町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会

イ 独居老人・引きこもりへの声かけ、見守り活動

- ・ 地域住民、民生委員・児童委員などで「声かけ」「呼びかけ」「お誘い」「見

守り」活動を始め、訪問、安否確認などを行います。そのようにして、自
発、能動の気持ちを起こしてもらうようにします。

想定される担い手：地域住民、民生委員・児童委員

ウ ひとり親家庭への見守り支援

- ・ 民生委員・児童委員と連携しながら、町内自治会や社協地区部会などにより、地域のひとり親家庭の方に対して、訪問などの見守り支援を行います。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員

エ 話し相手のボランティア、小中学生お手紙運動

- ・ 独居老人、引きこもりの人に小中学校の協力を得て、手紙、絵手紙を送る運動をします。

また、傾聴ボランティアに協力をお願いして、話し相手となる訪問活動
をします。

想定される担い手：町内自治会、学校、ボランティアグループ

オ 子ども・高齢者への虐待、DVの早期発見

- ・ 虐待が疑われる場合は、通報の義務があることを地域住民に知ってもらい、警察、児童相談所、保健所、福祉事務所など関係機関の連絡体制の強化に努めます。

想定される担い手：地域住民、警察署、福祉施設、千葉市

カ 不登校児童への対応・支援

- ・ 不登校児童への対応は家庭、学校、民生委員・児童委員が連携を図り、プライバシーに配慮しながら地域で支える仕組みづくりを検討します。また、親の孤立化を防ぐために、相談しやすい体制づくりに努めます。

想定される担い手：家庭、学校、民生委員・児童委員、千葉市

《基本方針 3》

『身近にいつでも相談できる体制の構築と

情報を共有できる仕組みづくり』

身近にいつでも相談できる場があり、必要とする情報がいきわたる仕組みをつくとともに、サービスを必要とする人に適切な支援ができ、質の良いサービスが受けられるよう地域のネットワーク化を図ります。

取り組みの方向性

(1) 必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり

【現状と課題】

町内自治会や社協地区部会による福祉活動やサークルによる活動、ボランティア活動など、地域を支える様々な活動が行われていますが、これらの地域の様々な活動に関する情報が必ずしも地域住民に十分に知らされていないのが現状です。

また、介護・医療・年金等の福祉に関する情報においても、サービスや制度が多岐にわたり、かつ複雑であることから、わかりにくいという声が多く聞かれます。

したがって、地域内の様々な活動や福祉サービスに関する情報を、高齢者や障害者などを含め、誰にでもわかりやすく伝える工夫が求められており、さらには情報を地域で共有化することが大切です。

また、高齢者や障害者、子ども、ひとり親家庭をはじめ、支援を要する人が必要なサービスを選択でき、適切にサービスが受けられるような仕組みが求められています。

そのためには、情報の媒体や提供方法だけでなく、身近で気軽に相談できる場を確保し、行政の相談窓口や生活支援を行う地域の相談支援体制の整備が必要となります。

一方で、緊急時や災害時における情報のあり方についても重要です。

特に、独居の高齢者や障害者の方々について、緊急時や災害時にあたって、迅速にかつ的確な情報提供がなされなければなりません。

また、速やかな情報伝達から情報を共有化することにより、地域住民が共同で危機を回避できる体制づくりに役立てることができそうです。

このように、地域住民間で必要な情報が気軽に手に入る仕組みをつくり、あらゆる地域情報の共有化を図ることが一層求められています。

【具体的な取り組み】

情報をわかりやすく伝える工夫づくり

取り組み内容

ア 情報の周知方法の工夫

- ・ 町内自治会の回覧板により、わかりやすい情報や内容を各世帯に回覧または配布します。
- ・ 回覧板はできるだけ声を掛け合って手渡ししましょう。
- ・ ゴミステーションに掲示板を設置し、要点を大きな字で記載するなど、町内掲示板を活用し、わかりやすく情報を周知します。

想定される担い手：地域住民、町内自治会

イ 福祉おたすけマップの作成、活用

- ・ どこでどのようなサービスが受けられるか、福祉おたすけマップの作成に努めます。
- ・ 各世帯に福祉おたすけマップを配布して、活用を図ります。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、千葉市

ウ 地域ぐるみの情報収集、情報提供の体制整備

- ・ 日頃から町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ、さらに地域の福祉施設と行政を含めて横の連携を図ります。

想定される担い手：町内自治会、民生委員・児童委員

ボランティアグループ、福祉施設、千葉市

エ 情報を知る側の意識向上

- ・ 地域の中で必要とする情報を積極的に得るように努めましょう。

想定される担い手：地域住民

気軽に相談できる場の確保

取り組み内容

ア 身近な地域の相談者の確保

- ・ 身近な地域で相談できるように民生委員・児童委員、町内自治会・社協地区部会役員等が心くばりをします。

- ・ いきいきサロン等や地域における行事を利用して、身近な民生委員・児童委員や町内自治会・社協地区部会役員等と地域住民との交流を図り、気軽に相談し合える関係づくりに努めます。

想定される担い手：民生委員・児童委員、町内自治会。社協地区部会

イ 身近な地域に相談できる場の確保

- ・ 町内自治会館や公民館、コミュニティセンター等の既存の施設を活用し、様々な悩みや心配ごとを身近な場所で相談できる仕組みをつくりま
- ・ 郵便局、銀行などの生活と密着しているところに、気軽に相談できる場所として提供してもらえよう協力を呼びかけます。

想定される担い手：ボランティアグループ、町内自治会、郵便局
銀行

ウ 相談窓口の充実

- ・ 子ども・高齢者・障害者の横断的な相談にきめ細かく対応できるよう相談窓口の機能充実に努めます。

想定される担い手：福祉施設、千葉市

エ 福祉施設、在宅介護支援センターなどの活用

- ・ 地域の福祉施設や在宅介護支援センターなどを積極的に利用し、福祉サービスや介護に関する情報を得るようにしましょう。

想定される担い手：地域住民、福祉施設、在宅介護支援センター

情報の共有化（情報交換・ネットワーク）

取り組み内容

ア 各種団体・組織等の情報交換、ネットワーク化

- ・ 各種団体の定例会を確実に実施するとともに、各種団体間の細部にわたる情報交換を行います。
- ・ 地域住民やボランティアグループなど各種団体に所属しない方々を含めて、情報交換を行う場を設けます。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、老人クラブ
民生委員・児童委員、ボランティアグループ
地域住民

取り組みの方向性

(2) 適切なサービスが受けられるための仕組みづくり

【現状と課題】

独居の高齢者や障害者、または高齢者のみの世帯が多数占めるようになりました。

そのため、寝たきりや認知症高齢者などの要介護者が増加している一方で、足腰が弱って買い物に出られない、階段や坂道の歩行が困難である等の日常生活に支障をきたしている要支援者も増加しています。

また、突然の病気や事故により、入院には至らず在宅で暮らす要支援者も多くいます。

このような状況に対して、いかにその方に適した支援や福祉サービスが受けられるかは重要であり、公的な福祉サービスに限らず、ボランティアやNPO活動など、公私の様々な福祉サービスや活動を適切に調整することにより、これらの多様な福祉ニーズに十分に対応していくことが求められます。

そのためには、支援を必要としている人がどのようなサービスを必要としているかのニーズ把握が必要であり、ボランティアや福祉サービスを提供する側とを適切に結びつけることが重要です。

また、保健福祉サービスの利用者にとっては、サービスそのものが良質なものであることが重要であるため、サービス提供者の人材育成を行うとともに、福祉サービスの第三者による評価の仕組みをつくることなどにより、サービスの質の向上につながることが期待されています。

誰もが住み慣れた地域で過ごせるよう、できれば在宅により生活していけるようボランティアや福祉サービスの適切な利用を図るとともに、地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

【具体的な取り組み】

サービスの質の向上

取り組み内容

ア ニーズ把握

- ・ 支援を必要とする方がどのようなサービスを必要としているかの確に把握するため、サービスを提供する側とを結ぶ機会をつくります。

想定される担い手：民生委員・児童委員、ボランティアセンター

イ 地域の様々な分野における協働のネットワーク

- ・ 在宅介護支援センター等の地域の相談機関、福祉施設、町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ、NPOなどの様々な機関・団体等が日頃から連携を図り、高齢者や障害者、子育て家庭などのニーズに応じて必要な支援を行うためのネットワーク構築を目指します。

想定される担い手：在宅介護支援センター、福祉施設、町内自治会
社協地区部会、民生委員・児童委員
ボランティアグループ、NPO

ウ サービス提供者の人材育成・質の向上

- ・ ボランティアセンターなどによる各種ボランティア講座・研修を実施し、ボランティアの育成に努めます。
- ・ 福祉施設の職員への研修の実施やケアマネジメント従事者の養成研修などを通じて、保健福祉サービスに専門的に携わる者の資質の向上に努めます。

想定される担い手：ボランティアセンター、ボランティアグループ
福祉施設、千葉市

エ サービスを評価する仕組みの活用

- ・ 福祉サービス事業者が基本的な情報やサービス内容を開示するとともに、第三者がサービスを評価し公表する仕組みが進められてきているため、これらの仕組みを活用し、客観的な情報をもとにより良いサービスを選択できるようにしましょう。

想定される担い手：地域住民、福祉施設、千葉市

在宅ケアの充実

取り組み内容

ア 地域ぐるみの在宅ケア（家庭介護力の向上、地域の見守り活動など）

- ・ 公民館などによる在宅介護とケアの講習や研修に参加し、家庭の介護力の向上に努めましょう。
- ・ 高齢者の独居、老老介護等における不安定な生活をなくすため、近隣所や町内自治会などによる「見守り」「助け合い」の仕組みをつくりまします。

想定される担い手：家庭、町内自治会、千葉市

イ 高齢者や障害者ができるだけ在宅で過ごせるようサービス基盤の充実

- ・ 訪問看護、ホームヘルパーの派遣、介護サービス等の福祉サービス等を利用して、在宅生活ができるようサービスの充実を図ります。
- ・ 在宅介護において、医療が必要になってときに病院に連れていくことは、家族にとって大変な労力を伴うものとなるため、往診制度の利用を促進するなど在宅医療の推進を図ります。

想定される担い手：家庭、福祉施設、医療機関、千葉市

《基本方針 4》

『恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる、

住み慣れた地域で安全に安心して暮せる地域づくり』

住民一人ひとりが心身ともに健康になるよう、恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる環境づくりを行うとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に生活できる地域づくりを推進します。

取り組みの方向性

(1) 心身の健康づくりの推進

【現状と課題】

花見川区は、シンボルである花見川が区のほぼ中央を南北に流れています。その流域には、中央部に花島公園、下流部にはしらす公園等の大小の公園や緑地がつながっており、河川敷には北部の弁天橋から検見川海岸までサイクリングロードが整備され、野鳥の生息する四季折々に変化する周辺林地の風景を眺めながら、水辺をサイクリングやウォーキングすることができます。

また、花見川周辺にはゴルフ場や柏井の森に代表される森林も豊富で、低地は水田が広がり、極めて良好な自然環境が維持されています。

さらに、流域に花島山天福寺（花島観音）、横戸元池弁天宮をはじめ大小の神社、仏閣、史跡も多く、格好の散歩道となっています。

このように恵まれた環境にありながら、一部の利用者を除いて、良さがあまり知られていないこともあり、18万花見川区民の何人が健康増進やリフレッシュに利用しているのでしょうか。

新しい地域福祉の担い手となるべき地域住民、NPO・ボランティアグループ等の市民組織、社会福祉事業者の関心も要介護者に対する介護サービスやリハビリが中心であり、これから最も力を入れるべき健康づくりに関する関心が低いように思われます。

また、社協地区部会、民生委員・児童委員が協力して、介護予防活動の一環として保健師の指導により、年四回身体機能維持のための体操や頭の体操を実施していますが、これも町内自治会館や公民館の屋内活動が主で、屋外の良好な環境を生かしたウォーキング等は行われていません。

保健所・保健センターでは、生活指導や健康診断の受診奨励等の健康づく

りの指導にあたっていますが、なかなか一般家庭にまで徹底されず、健康診断の受診率等も低く、受診は個人の判断にまかされているのが現状です。

このほか、活発に活動している町内自治会や社協地区部会では、祭り等の行事に高齢者や障害者を招待している地区もありますが一般化していません。

また、福祉施設の主催する祭りの行事に、福祉ボランティアや民生・児童委員が支援に行き、地域間交流も始まっています。

子ども、高齢者、障害者を対象にした公的サービスはいろいろありますが、普段においては、一般家庭はほとんど関心を持たず、問題に直面してはじめて関心を示し、相談窓口がわからず困惑しているケースも多くみられます。

地域の関心が高く、町内自治会や社協地区部会が取り上げ支援しているものは、例えば、前述の介護予防活動のように、比較的順調に運営されているものもあります。

このように見てくると、地域を代表する町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティアグループ、個人ボランティア、社会福祉事業者等の協力がなければ、公的サービスもなかなか一般家庭にまで理解されず、十分機能しないことがわかります。

地域住民の多様なニーズに的確に答えるためには、まず地域の行政に対する協力体制を整備することが先決となります。

【具体的な取り組み】

健康づくりへの主体的な取り組みの推進

取り組み内容

ア 規則正しい生活（食事・睡眠・運動）の徹底

- ・ 「健康な身体は規則正しい生活から」をモットーに、病気にならないための生活習慣を身につけましょう。

想定される担い手：家 庭

イ 定期健康診断受診の徹底

- ・ 生活習慣病を予防する一環として実施されている各種健康診査（基本検診・ガン検診）を積極的に受診するように努めましょう。

また、インフルエンザ予防接種においても、風邪は万病の元といわれるとおり、冬季の健康保持のため、予防接種をうけるようにしましょう。さらに、人間ドックや脳ドック、エイズ検査などを積極的に受診し、健康管理に努めましょう。

想定される担い手：家庭、千葉市

ウ 心の健康づくり

- ・ ストレスや悩みを抱え、心のケアを必要とする場合には、各種専門機関への相談、専門医への受診などを行うことにより、心の健康づくりに努めましょう。

想定される担い手：家庭、千葉市、医療機関

エ 健康づくりのイベント・講習会などへの積極的参加

- ・ 健康づくりのための様々なイベントや講座に積極的に参加することにより、健康学習に努めましょう。
- ・ 地域の病院に依頼して、成人病やがんなどの生活習慣病に関する講座等を開催し、健康寿命を伸ばす努力をしましょう。また、健康相談の活用を促進を図ります。

想定される担い手：家庭、社協地区部会、医療機関、千葉市

オ かかりつけ医の確保

- ・ 地域で信頼できる医師（個人医等）をみつけ、常に診察を受けることにより、自身の健康状態の把握に努めましょう。
- ・ 症状が重いときなどは、病気に対する治療法を自ら選択するためにも、セカンドオピニオン（他の医者への診断を受ける。）を得るよう努めましょう。

想定される担い手：家庭、医療機関

カ 医療機関の情報提供によるネットワーク化の確立

- ・ 個人では医療機関の専門分野の把握が難しいため、医療機関が情報を公開しネットワーク化することにより、個人で症状に応じた専門医に受診できる体制の確立を図ります。

想定される担い手：医療機関、NPO、家庭

地域で支える健康づくりの推進

取り組み内容

ア 地域で力を合わせた禁煙運動の推進

- ・ 条例を周知して、地域での歩行中の禁煙、ポイ捨て禁止等の禁煙運動を推進し、他の人に不快感を与えることもなく、喫煙者の一人ひとりが禁煙に取り組ましましょう。

また、地域ぐるみで禁煙運動のキャンペーンをするなど、働きかけをしていきます。

想定される担い手：家庭、町内自治会、千葉市

イ 高齢者向けスポーツの推進

- ・ 花見川周辺の良好な自然環境を生かした屋外でのウォーキングやサイクリング、公園・空き地を利用した体操、グランドゴルフ、ゲートボール等の軽スポーツの普及を図り、足腰の鍛錬、ストレスの解消等に努め、できるだけ要介護者にならず、健康寿命を伸ばす努力をしましょう。

想定される担い手：家庭、町内自治会、社協地区部会

ウ 地域における各種サークル活動への参加の推進

- ・ 自分に合った趣味や娯楽などを通して地域活動に参加することは、より生き生きとした生活を送ることにつながります。趣味や娯楽、勉強会などの各種サークル活動に誰もが参加できるよう声かけを行うとともに、活動の輪を広げていきます。

想定される担い手：家庭、町内自治会、社協地区部会

エ 健康づくりの普及・啓発

- ・ 健康づくりも研究が進んでおり、その成果を普及・啓発していくことは、関連機関の重要な責務です。各種広報活動などを通じて、健康づくりに関する的確できめ細かな情報の提供に努めます。

想定される担い手：医療機関、千葉市

オ 介護予防活動の普及

- ・ B型機能訓練など介護予防活動の普及を図り、要介護者にならずにいつまでも健康で活動できるようにしていきます。また、地域のボランティア等の支援体制の充実を図ります。

想定される担い手：社協地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員
ボランティアグループ、千葉市

カ 高齢者や障害者が参加しやすい地域行事の普及

- ・ 祭りやバザー、フリーマーケット等の行事を未開催地域にも広げるとともに、高齢者や障害者に無料の福祉券(行事内の無料券)を配布したり、会場に高齢者の席や健康相談コーナーを設け、血圧測定、体脂肪測定を行うなどして、高齢者、障害者が参加しやすい環境づくりを進めます。

想定される担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員
ボランティアグループ、医療機関、福祉施設

キ 配食サービスや会食会の普及

- ・ 独居高齢者向けの健康食メニューの配食サービスや町内自治会館、集会所を利用して定期的に会食会を開催し、高齢者相互の交流を図るとともに、健康相談だけでなく高齢者の様々な悩みごとや問題の相談に応じることにより、高齢者、障害者が地域で安心して生活できる仕組みづくりを進めます。

想定される担い手：民生委員・児童委員、社協地区部会、町内自治会
ボランティアグループ、福祉施設

地域でふれあい、リフレッシュできる環境づくりの推進

取り組み内容

ア 近所づきあいなど（人とのコミュニケーション）

- ・ より良い人間関係の構築とコミュニケーションの存在は、心のやすらぎを生むものです。隣近所をはじめとした地域における様々な人とのふれあいを大切にし、良好なコミュニケーションを図ることにより、心身をリフレッシュさせるように努めましょう。

想定される担い手：家庭、町内自治会、社協地区部会

イ ストレス解消の工夫づくり

- ・ 健康を保つ一番の秘訣は、ストレスを溜めないことであり、それには好きなことをするのが一番良く、歌をうたったりすると気分も爽快になるなど、ストレス解消法を見つけるように努めましょう。

想定される担い手：家庭、町内自治会

ウ スポーツに親しめる機会づくり

- ・ 健康を保つには、スポーツに親しむことが重要であり、無理をせず、自身に適したスポーツを選ぶことが大切です。
スポーツ施設の充実や様々なサークル活動の活発化など、誰でも気軽に楽しんでスポーツに親しめる環境を整えることが重要です。
例えば、社会体育振興会なども青少年向けのスポーツだけでなく高齢者向けメニューを広げていく必要があります。

想定される担い手：家庭、町内自治会、社会体育振興会、千葉市

エ 癒しの散歩道の確保（花見川サイクリングロードなどの活用）

- ・ 癒しの散歩道ほどストレスを発散し、気分を爽快にしてくれるものはありません。これには、緑や水、それに広々とした空間が欠かせません。区内には、花見川、東大グラウンド、花島公園等のすばらしい散歩道があり、これを存分に活用します。
また、地域の神社、仏閣等の史跡巡りを活発にし、マップづくりや道案内ボランティアの活用などにより、利用しやすいしくみを目指します。
想定される担い手：町内自治会、千葉市

オ 身近な環境浄化運動の推進

- ・ 住みよいまちの第一条件は、まちがきれいだということです。
地域ぐるみで、空き缶等のポイ捨て禁止を徹底し、美しいまちづくりに努めましょう。
まずは自身の家の周りをきれいにし、まち全体にその輪を広げていきましょう。
想定される担い手：家庭、町内自治会、千葉市

カ 花見川の緑と水辺の保全と活用

- ・ 花見川の緑と水辺の豊かさを保全し、公園・緑地の整備に努めるとともに、花島公園等の既存の公園と連結させ、サイクリングや花見、散策、野鳥観察などが楽しめるレクリエーション空間として活用します。
想定される担い手：町内自治会、千葉市

取り組みの方向性

(2) 地域が安心、安全な防犯、防災のしくみの充実

【現状と課題】

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や南関東を震源とするマグニチュード7以上(M=7以上)の直下型大地震が予想されたこともあり、防災対策には市民の関心が高く、平成17年3月31日現在、全市で自主防災組織の組織率は、62.1%、773団体となっています。花見川区は6区の中では緑区、若葉区に次いで組織率が低く、62.4%となっています。(美浜区は最も高い70.1%、緑区は最も低い40.6%です。)

防災訓練も毎年所轄の消防署の指導で様々なかたちで行われていますが、本格的な高齢社会を迎え、従来の健常者を対象にした訓練だけでは十分とはいえなくなってきました。

このような状況の変化をふまえ、緊急時の救出者リストの基礎資料とするため、ここ数年民生委員・児童委員が中心となり町内自治会、社協地区部会が協力して、高齢者、障害者、幼児、病弱者等の居住場所を示すマップづくりが始められています。そのマップは、平常時は民生委員・児童委員が保管し、緊急時には開示して救出に役立てる方法が考えられています。

今後は、地域住民が高齢社会における近隣との互助の重要性を十分に認識し、理解することであり、町内自治会や社協地区部会が中心となり、希薄化している互助精神の再生にむけた啓発活動が必要になっています。

また、花見川区では、鷹之台カンツリー倶楽部や東大検見川総合運動場等の広域避難場所が4か所、小・中学校、公民館、公園、コミュニティセンター等の避難場所・避難所57か所が指定され、広報無線や防災無線も主要避難場所に設置されています。

しかし、立派な防災マップも整備されていますが、区民の多くが緊急時の避難場所を必ずしも正確に理解しているとは思えません。

昨年の中越地震でも問題となっていました。特定の避難場所に避難者が集中することも考えられるので、人口密度を考えた避難所の地区割りも決めておく必要があります。

つぎに、平成15年の千葉県の実況をみると、平成5年からの10年間で刑法犯発生件数は1.8倍に急増し、全国ワースト6にランクされています。犯罪の72%が道路、公園、駐車場等の身近な公共空間や住宅で発生しており、全犯罪に占める窃盗犯罪(空き巣、ひったくり、車上狙い、自動車盗)の割合は83%に昇っています。また、高齢者や障害者等の社会的弱者をねらった詐欺犯も急増しています。

さらに、コンピューター・ネットワーク社会の進歩とともに、誰もがネットワーク犯罪の被害者になるおそれが増えてきています。

しかも千葉県は警察官一人が負担する刑法犯罪の件数が全国で最も高いという状況下に置かれています。

このような状況を背景に、昨年10月1日に「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」が施行され、県が本格的に犯罪対策に乗り出しました。その基本的な考え方は、「警察による犯罪の取り締まりに加え、県民一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持ち、自立と相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会を形成することが重要」となっています。

犯罪は、災害に比べはるかに発生頻度が高いにもかかわらず防犯対策は遅れていましたが、千葉市においても防犯対策を進めるため、地域の防犯パトロール隊の結成促進を奨励し、防犯用具の助成などをはじめており、各地において町内自治会単位でパトロール隊が結成されつつあります。

しかし、防犯パトロール隊の結成には総論では賛成するものの、いざパトロールとなると理由を付けてでてこない住民も多く、なかなか活動が根付いていないのが現状です。また、ようやくはじめても長続きしない地域もあります。災害対策と同じように、犯罪が発生する前に防犯パトロールのような予防策が必要であることを地域住民に理解してもらい、協力してもらうにはまだまだ根気強い啓発活動が必要です。

また、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援策として、町内自治会館等の施設は地域防犯情報センターとして千葉県公安委員会の指定を受けることができ、指定を受けると定期的に所轄の警察署より犯罪情報を受けることができる制度もつくられています。

【具体的な取り組み】

地域における安全・防犯活動の充実

取り組み内容

ア 安全防犯に関する広報活動（地域での情報交換）

- ・ 危険な場所の周知方法は、ポスターによる周知や犯罪情報の回覧により行います。

また、各町内自治会は緊密な連携をとり、お互いに情報交換を密にするとともに、学校や近隣交番とも連携して情報の共有を図ります。

想定される担い手：町内自治会、学校、警察署

- イ 小・中・高校生による危険箇所の实地体験
- ・ 子どもなどから見て、危ないと思われる箇所を自ら体験し、地域の防犯に役立てます。
想定される担い手：町内自治会、子ども会、PTA、学校
- ウ 防犯パトロールの実施
- ・ 町内自治会でパトロール班をつくり、会員が順番に参加してパトロールをすることにより、地域の防犯対策の強化に努めます。
また、防犯街灯を増設するとともに、各家の門灯点灯の協力依頼をし、街を明るくします。
想定される担い手：町内自治会、千葉市
- エ 新聞・郵便配達員との協力による防犯体制の整備
- ・ 新聞や郵便の配達員は、地域を頻繁に巡回しています。配達時に軽微なあるいは重要な犯罪に遭遇することもあると思われたため、警察だけでなく町内自治会などの地域にも、掴んだ犯罪情報を提供してもらうしくみをつくり、防犯に役立てます。
想定される担い手：新聞販売店、郵便局、警察署、町内自治会
- オ 放置自転車・違法駐車対策
- ・ 駅前、商店街、生活道路等の放置自転車や違法駐車による交通・防犯の障害となるものについて、町内自治会、交通安全協会などを通して注意を促し、警察にも取締りを要請します。
想定される担い手：町内自治会、交通安全、協会警察署
- カ 防犯マップの作成活用
- ・ 町内自治会と警察が協力して、地域の危険箇所（特に夜間）や犯罪の発生しやすい場所をチェックし、マップを作成することにより、住民に注意を促します。
想定される担い手：町内自治会、警察署
- キ 登下校時の安全点検（見守り活動）の実施
- ・ 「地域の子どもは地域で守る」を基本に、セーフティーウォッチャー（学校安全ボランティア）として、父兄や高齢者も見守りに参加し、登下校時の通学路や遊び場の安全の確保に努めます。

想定される担い手：町内自治会、子ども会、PTA、学校、警察署
青少年育成委員会

ク 公園などの児童の安全な遊び場の確保

- ・ 公園・空き地の整備・活用を図るとともに、学校を開放することなどにより、児童の安全な遊び場の確保に努めます。

想定される担い手：学校、千葉市

ケ 地域防犯情報センター指定制度の活用

- ・ 防犯パトロール等の自主防犯活動の拠点として、町内自治会館や集会所を地域防犯情報センターとして登録する（千葉県公安委員会指定）ことにより、犯罪の抑止効果と地域住民の防犯意識の高揚を図ります。

想定される担い手：町内自治会、警察署

災害時などにおける地域防災の仕組みづくり

取り組み内容

ア 日頃からの近所との良好な関係づくり

- ・ 町内自治会等が地域の良好な関係をつくり、プライバシーへの配慮をしながら、子ども、高齢者、障害者等を含めた家族構成の把握に努め、緊急時の支援に備えます。

想定される担い手：町内自治会、民生委員・児童委員

イ 防犯対策への意識向上

- ・ 防災対策への知識や意識を向上させるため、防災センターの見学、消防署の講習、高齢者の災害体験談などを通じて、緊急時に備えます。

想定される担い手：町内自治会、千葉市

ウ 防災マップの作成・活用

- ・ 花見川区の防災マップが作成されているので、家庭に備え活用するとともに、町内自治会ごとに避難経路がわかるような書き込みをしたものを作成します。避難場所・避難所については、誰がどこに行くかを事前に特定させるなどある程度地区割りを明確にする必要があります。

想定される担い手：町内自治会、千葉市

エ 地域ぐるみの助け合い運動

- ・ 9月1日の防災訓練だけでなく定期的に実施し、日頃から助け合いの気持ちを醸成します。

また、各家庭に防災用品（ラジオは必需品）を備えることによって、地域住民が情報交換しあいながら助け合いの気持ちを盛り上げます。

広報無線の数を増やし、瞬時に災害情報が把握できるようにし、地域住民の情報の共有に努めます。

想定される担い手：町内自治会、千葉市

オ 自主防災組織の結成促進（100%目標）

- ・ 災害の被害を最小限にするには、日頃から区民一人ひとりが防災意識を持ち、家庭内の防災対策をはじめ、地域ぐるみで防災活動を行うことが重要です。すべての町内自治会に自主防災組織を設置し、定期的に防災訓練に参加することによって、子どもから高齢者まで近隣だけでなく、地域ぐるみで互助の重要性の理解に努めます。

想定される担い手：町内自治会

カ 緊急時の救援マップの作成

- ・ 子ども、高齢者、障害者、病弱者を対象にした緊急時の救援マップ（居住場所を示すマップ）を民生委員・児童委員を中心に町内自治会も協力して作成していきます。

救援マップは、プライバシーを守るため、民生委員・児童委員が保管し、震災、風水害、火災等の緊急時には開示し、救出活動に利用できるように定期的に見直しを行っていきます。

想定される担い手：町内自治会、民生委員・児童委員

第5章 計画の推進に向けて

（今後検討し、作成します）

- 1 （仮称）花見川区地域福祉推進協議会の設置
- 2 地区フォーラムからの活動展開
- 3 行政の進行管理体制

資料編

1 町丁別人口 (平成16年3月末現在) 外国人登録人口含む

(単位:人)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		後期高齢者人口 (75歳以上)	
			人口比率		人口比率		人口比率
千葉市	912,720	127,913	14.0%	136,056	14.9%	48,815	5.3%
中央区	179,126	22,385	12.5%	31,073	17.3%	12,502	7.0%
花見川区	181,406	24,807	13.7%	27,005	14.9%	9,413	5.2%
稲毛区	147,175	19,106	13.0%	22,592	15.4%	8,301	5.6%
若葉区	150,825	20,380	13.5%	26,045	17.3%	9,288	6.2%
緑区	110,146	20,264	18.4%	13,300	12.1%	5,049	4.6%
美浜区	144,042	20,971	14.6%	16,041	11.1%	4,262	3.0%

(単位:人)

地区 フォー ラム名	町丁名	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		後期高齢者人口 (75歳以上)	
				人口比率		人口比率		人口比率
犢橋・ 206・ こてはし台地区	内山町	458	32	7.0%	61	13.3%	29	6.3%
	宇那谷町	3,257	1,031	31.7%	152	4.7%	54	1.7%
	犢橋町	2,658	305	11.5%	470	17.7%	184	6.9%
	こてはし台1丁目	868	77	8.9%	237	27.3%	53	6.1%
	こてはし台2丁目	913	77	8.4%	214	23.4%	50	5.5%
	こてはし台3丁目	1,068	104	9.7%	263	24.6%	65	6.1%
	こてはし台4丁目	1,337	126	9.4%	291	21.8%	58	4.3%
	こてはし台5丁目	1,023	76	7.4%	210	20.5%	36	3.5%
	こてはし台6丁目	2,102	180	8.6%	455	21.6%	124	5.9%
	三角町	2,430	297	12.2%	314	12.9%	100	4.1%
	大日町	690	66	9.6%	181	26.2%	109	15.8%
	千種町	6,169	822	13.3%	709	11.5%	221	3.6%
	横戸町	3,819	463	12.1%	640	16.8%	251	6.6%
	横戸台	1,816	139	7.7%	186	10.2%	62	3.4%
計	28,608	3,795	13.3%	4,383	15.3%	1,396	4.9%	

(単位：人)

地区 フォー ラム名	町丁名	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		後期高齢者人口 (75歳以上)	
			人口数	人口比率	人口数	人口比率	人口数	人口比率
検見川・花園・朝日ヶ丘地区	朝日ヶ丘町	5,556	870	15.7%	781	14.1%	268	4.8%
	朝日ヶ丘1丁目	1,633	191	11.7%	250	15.3%	78	4.8%
	朝日ヶ丘2丁目	4,086	448	11.0%	360	8.8%	91	2.2%
	検見川町1丁目	1,192	119	10.0%	290	24.3%	123	10.3%
	検見川町2丁目	1,355	175	12.9%	266	19.6%	124	9.2%
	検見川町3丁目	4,337	672	15.5%	658	15.2%	258	5.9%
	検見川町5丁目	2,786	260	9.3%	594	21.3%	250	9.0%
	さつきが丘1丁目	4,611	591	12.8%	786	17.0%	250	5.4%
	さつきが丘2丁目	5,577	792	14.2%	792	14.2%	271	4.9%
	浪花町	2,776	396	14.3%	438	15.8%	171	6.2%
	西小中台	2,090	215	10.3%	397	19.0%	100	4.8%
	畑町	6,275	664	10.6%	1,071	17.1%	364	5.8%
	花園町	2,941	405	13.8%	408	13.9%	162	5.5%
	花園1丁目	1,006	87	8.6%	250	24.9%	118	11.7%
	花園2丁目	1,190	162	13.6%	194	16.3%	95	8.0%
	花園3丁目	1,448	212	14.6%	286	19.8%	142	9.8%
	花園4丁目	835	85	10.2%	204	24.4%	125	15.0%
	花園5丁目	678	78	11.5%	184	27.1%	97	14.3%
	南花園1丁目	1,794	172	9.6%	478	26.6%	171	9.5%
	南花園2丁目	513	29	5.7%	76	14.8%	23	4.5%
	宮野木台1丁目	1,893	230	12.2%	183	9.7%	60	3.2%
	宮野木台2丁目	702	105	15.0%	77	11.0%	31	4.4%
	宮野木台3丁目	732	57	7.8%	238	32.5%	69	9.4%
	宮野木台4丁目	848	75	8.8%	202	23.8%	76	9.0%
	瑞穂1丁目	1,104	329	29.8%	44	4.0%	14	1.3%
	瑞穂2丁目	3,389	872	25.7%	154	4.5%	47	1.4%
	瑞穂3丁目	1,086	285	26.2%	52	4.8%	17	1.6%
	計		62,433	8,576	13.7%	9,713	15.6%	3,595

(単位：人)

地区 フォー ラム名	町丁名	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		後期高齢者人口 (75歳以上)	
				人口比率		人口比率		人口比率
幕張・武石地区	武石町1丁目	868	91	10.5%	185	21.3%	87	10.0%
	武石町2丁目	1,403	140	10.0%	275	19.6%	104	7.4%
	幕張町1丁目	3,982	643	16.1%	610	15.3%	198	5.0%
	幕張町2丁目	1,904	206	10.8%	403	21.2%	164	8.6%
	幕張町3丁目	3,636	416	11.4%	631	17.4%	286	7.9%
	幕張町4丁目	4,151	561	13.5%	696	16.8%	263	6.3%
	幕張町5丁目	11,376	1,695	14.9%	1,303	11.5%	514	4.5%
	幕張町6丁目	1,938	146	7.5%	436	22.5%	194	10.0%
	幕張本郷1丁目	2,776	467	16.8%	115	4.1%	49	1.8%
	幕張本郷2丁目	3,911	625	16.0%	197	5.0%	59	1.5%
	幕張本郷3丁目	2,774	504	18.2%	196	7.1%	74	2.7%
	幕張本郷4丁目	1,080	205	19.0%	72	6.7%	31	2.9%
	幕張本郷5丁目	2,105	403	19.1%	78	3.7%	23	1.1%
	幕張本郷6丁目	1,811	262	14.5%	92	5.1%	34	1.9%
	幕張本郷7丁目	4,360	876	20.1%	258	5.9%	86	2.0%
	計	48,075	7,240	15.1%	5,547	11.5%	2,166	4.5%
花見川地区	天戸町	1,970	215	10.9%	301	15.3%	97	4.9%
	柏井町	5,154	508	9.9%	1,050	20.4%	364	7.1%
	作新台1丁目	1,277	122	9.6%	309	24.2%	89	7.0%
	作新台2丁目	1,873	236	12.6%	308	16.4%	105	5.6%
	作新台3丁目	1,044	133	12.7%	167	16.0%	48	4.6%
	作新台4丁目	1,199	245	20.4%	86	7.2%	22	1.8%
	作新台5丁目	973	125	12.8%	112	11.5%	32	3.3%
	作新台6丁目	1,394	186	13.3%	154	11.0%	51	3.7%
	作新台7丁目	564	78	13.8%	67	11.9%	21	3.7%
	作新台8丁目	1,615	252	15.6%	170	10.5%	41	2.5%
	長作町	5,114	663	13.0%	802	15.7%	276	5.4%
	長作台1丁目	924	80	8.7%	224	24.2%	84	9.1%
	長作台2丁目	1,634	157	9.6%	374	22.9%	122	7.5%
	花島町	692	71	10.3%	194	28.0%	132	19.1%
	花見川	16,863	2,125	12.6%	3,044	18.1%	772	4.6%
	計	42,290	5,196	12.3%	7,362	17.4%	2,256	5.3%

2 福祉関連施設等の状況

《犢橋・206・こてはし台地区》

区分	施設の種類	施設の名称	住所
高齢者	特別養護老人ホーム [介護老人福祉施設]	特別養護老人ホーム一倫荘	大日町1492-2
	老人保健施設 [介護老人保健施設]	介護老人保健施設ほうゆう苑	犢橋町671-3
	痴呆性老人ホーム	医療法人社団小羊会グループホーム横戸	横戸町1123-4
		グループホーム花梨の郷	千種町111-1
	デイサービス施設	千葉市花見川いきいきプラザ	三角町750
		デイサービスセンター一倫荘	大日町1492-2
		ケアガーデンあい	横戸町1134-1
	訪問看護ステーション	訪問看護ステーションほうゆう苑	犢橋町671-3
	高齢者スポーツ広場	千種高齢者スポーツ広場	千種町240-5
老人福祉センター	千葉市花見川いきいきプラザ	三角町750	
障害者	知的障害者授産施設	オリーブハウス(通所)	横戸町786-4
	盲・聾・養護学校, 特殊教育	県立千葉養護学校	大日町1410-2
児童	乳児院	エンジェルホーム	犢橋町675
	児童養護施設	ほうゆう・キッズホーム	犢橋町675
	保育所	こてはし台 保育所	こてはし台5-12
	幼稚園	こてはし台	こてはし台1-19-1
		まこと第三	こてはし台6-21-1
	小学校	犢橋小学校	犢橋町774
		こてはし台小学校	こてはし台2-28-1
		横戸小学校	横戸町1005
	子どもルーム	こてはし台	こてはし台5-12
	中学校	緑が丘中学校	犢橋町213-4
こてはし台中学校		こてはし台5-15-1	
犢橋中学校		三角町656-2	
その他	公民館	犢橋公民館	犢橋町162-1
		こてはし台公民館	横戸町861-4

《検見川・花園・朝日ヶ丘地区》

区分	施設の種類	施設の名称	住所
高齢者	デイサービス施設	ヤックスデイサービスセンター検見川	検見川町1-44-1
		あさひデイサービスセンター	朝日ヶ丘1-10-15
		はなぞのデイサービスセンター	花園2-8-25
		朝日ヶ丘整骨院機能訓練デイサービスパラミタの会	畑町662-232
		あおぞら花見川デイサービスセンター	畑町467-5
	訪問看護ステーション	みやのぎ訪問看護ステーション	朝日ヶ丘1-10-15
		花園訪問看護ステーション	花園2-8-20-101
		ハートフル幕張訪問看護ステーション	花園3-5-7
		わたぼうし千葉訪問看護ステーション	さつきが丘2-1-1-107
	高齢者スポーツ広場	検見川高齢者スポーツ広場	検見川町2-207-4
障害者	心身障害者ワークホーム	すばる	朝日ヶ丘町3206-21-101
		もなみ	畑町591-19
		ひ ろ	花園1-17-4
		つばさ	花園1-15-3
	知的障害者生活ホーム	ハウス花見川	さつきが丘2-1-1ビューポイントA204
		斉藤ホーム すみれ荘	畑町643-1
		斉藤ホーム ゆりの木荘	畑町643-1
	知的障害者通勤寮	畑通勤寮	畑町591-1
	知的障害者福祉ホーム	畑ホーム	畑町591-1
	児童	保育所	ちどり保育園
さつきが丘第二保育所			さつきが丘1-32-1
さつきが丘第一保育所			さつきが丘2-32-1
西小中台保育所			西小中台5-20

	施設の種類	施設の名称	住所	
児童	幼稚園	青い鳥	検見川町1-48	
		さつきが丘	さつきが丘1-33-1	
		青い鳥第二	さつきが丘2-13	
		暁	西小中台2-1	
		新検見川	畑町638	
		花園	花園1-3-9	
	小学校	朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘2-6-1	
		検見川小学校	検見川町3-322-23	
		さつきが丘東小学校	さつきが丘1-7	
		さつきが丘西小学校	さつきが丘2-14	
		西小中台小学校	西小中台3-1	
		畑小学校	畑町1385-1	
		花園小学校	花園4-1-2	
		瑞穂小学校	瑞穂1-2	
	子どもルーム	ひまわり	朝日ヶ丘2-1-20	
		検見川	検見川町2-203-1	
		さつきが丘東小学校	さつきが丘1-7	
		さつきが丘西小学校	さつきが丘2-14	
		瑞穂	瑞穂1-12-13	
		西小中台小学校	西小中台3-1	
		花園小学校	花園4-1-2	
	中学校	朝日ヶ丘中学校	朝日ヶ丘2-4-1	
		さつきが丘中学校	さつきが丘2-15	
		花園中学校	花園4-1-1	
	補導センター	青少年補導センター(北分室)	検見川町2-203-3	
	その他	コミュニティセンター	畑コミュニティセンター	畑町1336-2
		公民館	朝日ヶ丘公民館	朝日ヶ丘町2567-5
検見川公民館			検見川町3-322-25	
さつきが丘公民館			さつきが丘1-32-4	
花園公民館			花園3-12-8	

《幕張・武石地区》

区分	施設の種類	施設の名称	住所
高齢者	特別養護老人ホーム [介護老人福祉施設]	特別養護老人ホーム桐花園	幕張町3-2362-2
	老人保健施設 [介護老人保健施設]	介護老人保健施設まくはりの郷	幕張町5-405-2
	ケアハウス	ケアハウス桐花園	幕張町3-2362-2
	痴呆性老人ホーム	グループホームひまわり	幕張町5-225
	デイサービス施設	デイサービスセンター桐花園	幕張町3-2362-2
		デイサービスセンター 桜ホーム	幕張本郷3-4-22
		デイサービスセンターからたち	幕張町5-225
	訪問看護ステーション	まくはり訪問看護ステーション	幕張町5-225
在宅介護支援センター	まくはりの郷在宅介護支援センター	幕張町5-405-2	
障害者	知的障害者生活ホーム	りんごの家	幕張町5-442
	精神障害者小規模通所授産施設	幕張もくせい舎	幕張町5-477-7
児童	保育所	みどり学園附属保育園	幕張町2-972
		幕張第三保育所	幕張町3-7730-5
		幕張第一保育所	幕張町5-474
		幕張第二保育所	幕張町6-101
	幼稚園	スガハラ	武石町2-1017
		さざれ	幕張町5-241
	小学校	幕張南小学校	幕張町3-7718
		幕張東小学校	幕張町4-681
		幕張小学校	幕張町4-781
		西の谷小学校	幕張本郷3-22-6
上の台小学校		幕張本郷4-8-1	

区分	施設の種類	施設の名称	住所
児童	子どもルーム	幕張南小学校	幕張町3-7718
		幕張小学校	幕張町4-781
		幕張東	幕張町6-316
		西の谷	幕張本郷2-34-19レジデンス ジョービル1階
		上の台小学校	幕張本郷4-8-1
	中学校	幕張中学校	幕張町4-45
		幕張本郷中学校	幕張本郷5-18-1
その他	コミュニティセンター	幕張コミュニティセンター	幕張町3-7730-4
	公民館	幕張公民館	幕張町4-602
		幕張本郷公民館	幕張本郷2-19-33

《花見川地区》

区分	施設の種類	施設の名称	住所
高齢者	特別養護老人ホーム [介護老人福祉施設]	特別養護老人ホーム晴山苑	花島町149-1
		介護老人福祉施設花見の里	柏井町277-5
	老人保健施設 [介護老人保健施設]	介護老人保健施設晴山会ケアセンター	天戸町1483-4
		介護老人保健施設晴山苑	花島町149-1
	痴呆性老人ホーム	グループホーム リブ花見川	花見川3-29-201
	ケアハウス	ケアハウス晴山苑	花島町149-1
	デイサービス施設	ケアネットワークまごころの家	作新台6-12-3
		晴山苑デイサービスセンター	花島町149-1
		ヤックスデイサービスセンター花見川	柏井町1667-21
		デイサービスセンター花見の里	柏井町277-5
		デイサービスセンターリブディ花見川	花見川3-29-101
	訪問看護ステーション	花見川訪問看護ステーション	天戸町1497-4
		ゆうあい訪問看護ステーション	柏井町815-5
	在宅介護支援センター	晴山苑在宅介護支援センター	花島町149-1
花見の里在宅介護支援センター		柏井町277-5	
老人福祉センター	花見川いきいきセンター	花見川9-1	
障害者	知的障害者生活ホーム	天戸ホーム	天戸町3-8
	精神障害者小規模通所授産施設	ファーム栗の木	天戸町757-3
	精神障害者地域生活支援センター	支援センターはなみがわ	天戸町757-3

区分	施設の種類	施設の名称	住所
児童	保育所	長作保育所	長作町739-3
		花見川第一保育所	花見川3-23-101
		花見川第二保育所	花見川2-41-101
		花見川第三保育所	花見川4-2
	幼稚園	千葉しらゆり	作新台8-7-3
		信徳寺あさひ	長作町610
		由田学園千葉	花見川1-29
		花見川	花見川4-14-101
		まこと第二	花見川6-18
		第二ちぐさ	花見川8-19
	小学校	柏井小学校	柏井町1486-1
		作新小学校	作新台7-2-1
		長作小学校	長作町1273
		花見川第三小学校	花見川1-1
		花見川第一小学校	花見川4-1
		花見川第二小学校	花見川6-1
		花見川第四小学校	花見川8-1
		花見川第五小学校	花見川8-2
	子どもルーム	作新	作新台6-1519-39
		長作小学校	長作町1273
		花見川第一小学校	花見川4-1
		花見川第二小学校	花見川6-1
		花見川地区	花見川2-46
	中学校	花見川第二中学校	天戸町1428-1
		天戸中学校	天戸町1429
		花見川第一中学校	花見川6-2
	児童福祉センター	花見川児童福祉センタ -	花見川2-46
その他	公民館	花見川公民館	柏井町1590-8
		長作公民館	長作町1722-1

3 区地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区地域福祉計画の策定をおこなうことを目的に設置する、「区地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)」に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区地域福祉計画案の検討及び作成に関すること。
- (2) その他、区地域福祉計画案作成に必要なこと。

(組織)

第3条 策定委員会は地区フォーラムにおいて選出された委員24人及び学校関係者1人をもって組織する。

2 委員は、地区フォーラムの次の各号に掲げる者のうちから選出する。

- (1) 要支援者
- (2) 公募委員
- (3) 地域住民
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 社会福祉を目的とする事業を営業者

3 学校関係者については、小中学校長会より推薦を受けた者を委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(作業部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項についての検討に資するため、審議事項について検討及び協議する作業部会を置く。

2 作業部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 策定委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から施行し、区地域福祉計画の策定の日をもって効力を失う。

4 委員名簿

(1) 区策定委員会

(敬称略、フォーラム別 / 委員長、副委員長)

地区名	N O	(ふりがな) 氏名	所属団体名等	作業部会
犢橋・206・こてはし台地区	1	すずき かつひで 鈴木 勝英	トータルライフサポート	
	2	まちだ ただあ 町田 忠夫	ファミリー・サポート・センター会員	
	3	かとう ゆうじ 加藤 裕二	知的障害者通所授産施設オリーブハウス	
	4	やまだ さだゆき 山田 貞之	公募	
	5	あずまの ふくまつ 東野 福松	花見川区町内自治会連絡協議会	
	6	はせべ きんぞう 長谷部 金造	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会	
検見川・花園・朝日ヶ丘地区	7	こまつ つとむ 小松 司	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会	
	8	しのだ きょうこ 篠田 匡子	千葉市ボランティア連絡協議会	
	9	くらや かつとし 蔵屋 勝敏	公募	
	10	ぬくい のぶお 貫井 信夫	千葉市精神障害者地域家族会連合会	
	11	ほんま かおる 本間 香	ファミリー・サポート・センター会員	
	12	よしおか まさお 吉岡 正夫	ちどり保育園	
幕張・武石地区	13	むらふじ いさむ 村藤 勇	花見川区町内自治会連絡協議会	
	14	やすかわ じゅんいち 安川 準一	千葉市ボランティア連絡協議会	
	15	あいはら やよい 相原 弥生	みどり学園附属保育園	
	16	よしまつ みつよ 吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所	
	17	とりい あきら 鳥井 章	千葉市身体障害者福祉団体連合会	
	18	やだ しょう 矢田 祥子	公募	
花見川地区	19	ふじの のぶたろう 藤野 信太郎	千葉市民生委員・児童委員協議会	
	20	はらだ まさあ 原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会	
	21	ふかや まさひこ 深谷 正彦	(有)ケイ・ティ・サービス	
	22	すずき ようこ 鈴木 洋子	ファミリー・サポート・センター会員	
	23	ふなだ しんじ 船田 伸二	地域生活支援センター 支援センターはなみがわ	
	24	やまだ かずこ 山田 和子	公募	
	25	がっこうかんけいしゃ 学校関係者		

(2) 地区フォーラム委員名簿

犢橋・206・こてはし台地区

(敬称略、グループ別、50音順 / 委員長、副委員長)

グループ	No	委員氏名	所属団体名等
A	1	あずまの ぶくまつ 東野 福松	花見川区町内自治会連絡協議会
	2	かとう ゆうじ 加藤 裕二	知的障害者通所授産施設オリーブハウス
	3	たかはし まさゆき 高橋 正行	千葉市社会福祉協議会206地区部会
	4	はなしま けいぞう 花島 桂三	千葉市身体障害者福祉団体連合会
	5	まちだ ただお 町田 忠夫	ファミリー・サポート・センター会員
	6	よこやま ひろこ 横山 宏子	千葉市民生委員・児童委員協議会
	7	よしの やすお 吉野 保男	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
	8	わたなべ ふみよ 渡辺 文代	公募
B	9	ありた かつこ 有田 克子	千葉市肢体不自由児者父母の会
	10	さいとう さとし 齋藤 郷	千葉市ボランティア連絡協議会
	11	すずき かつひで 鈴木 勝英	トータルライフサポート
	12	たかむら すすむ 高村 進	千葉市老人クラブ連合会
	13	はせべ きんぞう 長谷部 金造	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
	14	むらた まさあき 村田 正明	公募
	15	やまだ さだゆき 山田 貞之	公募
	16	がっこうかんけいしゃ 学校関係者	

検見川・花園・朝日ヶ丘地区

(敬称略、グループ別、50音順 / 委員長、副委員長)

グループ	No	委員氏名	所属団体名等
A	1	いがらし よいち 五十嵐 義一	千葉市社会福祉協議会花園地区部会
	2	こまつ つとめ 小松 司	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
	3	さくま みやこ 佐久間 都	千葉市手をつなぐ育成会
	4	さわもと くに 澤本 邦	公募
	5	ぬくい のぶお 貫井 信夫	千葉市精神障害者地域家族会連合会
	6	まつばら さわこ 松原 佐和子	千葉市民生委員・児童委員協議会
	7	やすざわ ひろし 安澤 宏	公募
	8	やま やすのり 山 靖則	あさひデイサービスセンター
	9	よしおか まさお 吉岡 正夫	ちどり保育園
B	10	おおた のりこ 太田 紀子	心身障害者ワークホームつばさ
	11	くらや かつとし 蔵屋 勝敏	公募
	12	しのざき こういち 篠崎 孝一	花見川区町内自治会連絡協議会
	13	しのだ きょうこ 篠田 匡子	千葉市ボランティア連絡協議会
	14	すずき きよこ 鈴木 季代子	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
	15	すずき ひろこ 鈴木 紘子	公募
	16	のぐち かつみ 野口 勝美	千葉市身体障害者福祉団体連合会
	17	ほんま かおる 本間 香	ファミリー・サポート・センター会員

幕張・武石地区

(敬称略、グループ別、50音順 / 委員長、副委員長)

グループ	No	委員氏名	所属団体名等
A	1	あいはら やよい 相原 弥生	みどり学園附属保育園
	2	あずま ちよこ 我妻 千代子	千葉市民生委員・児童委員協議会
	3	かわしま ひろくに 川島 博邦	千葉市社会福祉協議会幕張武石地区部会
	4	たけうち えつこ 竹内 悦子	公募
	5	とりい あきら 鳥井 章	千葉市身体障害者福祉団体連合会
	6	なかむら ゆうこ 中村 佑子	千葉市精神障害者地域家族会連合会
	7	はやしだ ひでき 林田 英樹	特別養護老人ホーム桐花園
	8	まつざき よしとも 松崎 芳朋	公募
	9	むらふじ いさむ 村藤 勇	花見川区町内自治会連絡協議会
B	10	うちやま すみこ 内山 澄子	精神障害者小規模通所授産施設 幕張もくせい舎
	11	すずき たけと 鈴木 岳人	公募
	12	なかざわ のりこ 中沢 伯子	千葉市肢体不自由児者父母の会
	13	ほそみ えりこ 細見 栄理子	ファミリー・サポート・センター会員
	14	やすかわ じゅんいち 安川 準一	千葉市ボランティア連絡協議会
	15	やだ しょうこ 矢田 祥子	公募
	16	よしまつ みつよ 吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所
	17	がっこうかんけいしゃ 学校関係者	

花見川地区

(敬称略、グループ別、50音順 / 委員長、副委員長)

グループ	No	委員氏名	所属団体名等
A	1	いしづか たかお 石塚 孝雄	特別養護老人ホーム晴山苑
	2	くろだ みのる 黒田 實	千葉市社会福祉協議会花見川第2地区部会
	3	すずき さちこ 鈴木 幸子	千葉市手をつなぐ育成会
	4	すずき ようこ 鈴木 洋子	ファミリー・サポート・センター会員
	5	はらだ まさお 原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
	6	ひらやま ちから 平山 力	千葉市社会福祉協議会花見川地区部会
	7	ふなだ しんじ 船田 伸二	地域生活支援センター 支援センターはなみがわ
B	8	いとう ちえ子 伊藤 チエ子	千葉市ボランティア連絡協議会
	9	かわかみ ひろこ 川上 宏子	千葉市身体障害者福祉団体連合会
	10	しゅくざわ えみこ 宿澤 恵美子	千葉市精神障害者地域家族会連合会
	11	ふかや まさひこ 深谷 正彦	(有)ケイ・ティ・サービス
	12	ふじの のぶたろう 藤野 信太郎	千葉市民生委員・児童委員協議会
	13	やまだ かずこ 山田 和子	公募

5 計画策定における検討経過

開催日	会議名	主な内容
平成16年 4月24日 25日	第1回地区フォーラム	・自己紹介 ・計画の位置づけや進め方を事務局が説明
5月22日 23日	第2回地区フォーラム	・日常の生活や福祉活動を通じ、感じている身近な生活課題を発表し、委員全員で課題を共有 ・生活課題をグループ化し、キーワードの設定を行う
6月19日 20日	第3回地区フォーラム	・生活課題の検討順を決め、解決策の検討開始
7月24日	第1回区地域福祉計画策定委員会	・各地区フォーラムの取組状況を発表
8月25日	第1回作業部会	・今後の進め方、まとめ方について検討
8月28日 29日	第4回地区フォーラム	・解決策の検討
9月11日 12日 18日	第5回地区フォーラム	解決策の検討
9月22日	第2回作業部会	・合同フォーラムについて検討
10月 7日	第3回作業部会	・合同フォーラムについて検討
24日	合同フォーラム	・各地区フォーラムでの検討内容を取りまとめ発表（中間報告）
11月20日 21日	第6回地区フォーラム	・解決策の検討
12月11日 12日	第7回地区フォーラム	・解決策の検討
12月21日	第4回作業部会	・今後の進め方、まとめ方について検討 ・基本方針の検討

開催日	会議名	主な内容
平成17年 1月15日 16日	第8回地区フォーラム	・ 解決策の検討 ・ 基本方針の検討
1月31日	第5回作業部会	・ 基本方針の検討
2月14日	第6回作業部会	・ 基本方針の検討
2月19日 20日	第9回地区フォーラム	・ 解決策の検討 ・ 基本方針の検討
2月27日	第2回区地域福祉計画策 定委員会	・ 基本方針の検討、決定
3月19日 20日	第10回地区フォーラム (検見川・花園・朝日ヶ丘地 区、幕張・武石地区、花見川 地区)	・ 解決策の検討
5月10日	第7回作業部会	・ 計画の全体構成の検討 ・ 計画骨子の検討
5月17日	第8回作業部会	・ 第1次素案の作成・検討
5月22日	第9回作業部会	・ 第1次素案の作成・検討
5月26日	第10回作業部会	・ 第1次素案の作成・検討
6月 2日	第11回作業部会	・ 第1次素案の作成・検討
6月10日	第12回作業部会	・ 第1次素案の作成・検討
6月14日	第13回作業部会	・ 第1次素案の作成・検討
6月26日	第11回地区フォーラム (幕張・武石地区、花見川地 区、犢橋・206・こてはし 台地区)	・ 第1次素案の検討
7月 2日	第11回地区フォーラム (検見川・花園・朝日ヶ丘区)	・ 第1次素案の検討
7月 5日	第14回作業部会	・ 第2次素案の作成・検討
8月 2日	第15回作業部会	・ 第2次素案の作成・検討
8月21日	第3回区地域福祉計画策 定委員会	・ 第2次素案の検討

6 花見川区地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果の概要

(1) 調査目的

花見川区在住の市民の地域福祉に関する意向を把握し、地域福祉計画を策定するうえでの基礎資料とすることを目的とした。

(2) 対象

調査対象は、花見川区に在住する16歳以上の区民800人、内訳は、各地区フォーラムのエリアごとに在住する200人を抽出した。

なお、対象者の抽出方法は、無作為抽出とした。

主な調査結果

(1) 地域との関わりについて

花見川区全体では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」(57.6%)が最も多く、次いで「普段から簡単な頼みごとをする程度」(17.4%)となっている。

地区別では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が最も多いのは、検見川・花園・朝日ヶ丘地区(66.3%)である。

「普段から簡単な頼みごとをする程度」は、幕張・武石地区(20.0%)が最も多い。

また、「ほとんど近所づき合いはない」についても、幕張・武石地区(4.4%)で最も多く回答している。

(2) 地域活動・ボランティア活動

地域活動やボランティア活動の有無については、花見川区全体では、「活動したことはない」(50.3%)が最も多く、次いで「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」(16.3%)となっている。「現在、活動している」(10.1%)と合わせると3割弱が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

地区別では、「活動したことはない」という回答が最も多いのが、犢橋・206・こてはし台地区(56.5%)である。

「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」が最も多いのは、花見川地区(22.8%)であるが、「現在、活動している」(6.9%)と合わせると3割弱が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

なぜ活動をしないのかという理由については、花見川区全体では「仕事をもっているので時間がない」(26.2%)が最も多く、次いで「活動したい気持

ちはあるが、きっかけがつかめない」、「どのような活動があるのか地域活動・ボランティア活動に関する情報がない」(18.6%)となっている。

今後の活動については、花見川区全体では、「できれば活動したい」(43.9%)が最も多く、次いで「わからない」(26.2%)となっている。

地区別では、「活動したい」は、検見川・花園・朝日ヶ丘地区(12.0%)で最も多いが、一方で「まったく活動したいとは思わない」についても、検見川・花園・朝日ヶ丘地区(6.0%)が最も多くなっている。

(3) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度について

社会福祉協議会の認知度については、花見川区全体では6割の割合で名前を聞いたことがあると回答している。「名前も活動内容も知っている」(14.3%)、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(45.8%)、「名前も活動内容も知らない」(26.7%)という回答は2割強である。

地区別では、「名前も活動内容も知らない」が最も多いのは、花見川地区(32.7%)である。

民生委員・児童委員の認知度については、花見川区全体では「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(41.3%)が最も多いが、「名前も活動内容も知っている」(34.3%)をあわせると名前は聞いたことがあるという回答は7割強となる。

地区別では、「名前も活動内容も知っている」が最も多いのは、検見川・花園・朝日ヶ丘地区(43.8%)、「名前も活動も知らない」は花見川地区(14.9%)が最も多い。

(4) 福祉のまちづくりについて

花見川区全体では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(45.2%)が最も多く、次いで「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(15.7%)となっている。

地区別では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が最も多いのは、検見川・花園・朝日ヶ丘地区(53.8%)であり、「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」が最も多いのは、花見川地区(22.8%)となっている。

「福祉を実施する責任は行政にあるので、税負担をすでに担っている住民は特に協力することはない」は、幕張・武石地区(10.0%)が最も多い。

(5) 今後の福祉のまちづくりのために重要なことについて

花見川区全体、各地区とも「身近な近隣住民，民生委員などによる相談支援体制の整備」、「福祉サービス利用のための適切な情報を得る体制づくり」、「保健・医療・福祉の連携による在宅サービスの充実」、「区福祉事務所・保健センターなどの相談支援体制の充実」についてが多かった。



今後の予定について

(第4回区策定委員会まで)

1 合同フォーラム(10月2日(日))

地区フォーラム委員や区民に対し、今までの取り組みや素案の発表などを行います。内容は、各区との調整も図りながら進めていきます。

なお、当日の司会や発表などの詳細は、今後の作業部会で検討していきたいと思います。

2 第4回区策定委員会(10月16日(日))

合同フォーラムの意見などを反映し、素案決定します。

その後、パブリックコメントを実施します。

なお、開催日時は、変更になる可能性がありますので、別途ご連絡します。

計画書の作成について

計画書は、完成に近づいていますが、第4章の計画の推進に向けてなど、一部作成されていないところがあります。

また、実践例の掲載、地区フォーラムからの意見等、写真や絵柄の掲載などを適宜盛り込む必要があります。

今後の作業部会において、素案の内容をさらに充実していきます。